

新	旧								
<p>目次</p> <p>第3編 災害予防計画 (略)</p> <p>第10章 道路防災計画<近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、 県県土整備部(道路政策課、道路保全課、道路建設課)> (略)</p> <p>第4編 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 情報計画 (略)</p> <p>第3節 災害通信計画<近畿総合通信局、県総務部(防災企画課、情報基盤課) 県企画部(デジタル社会推進課)> (略)</p> <p>第7章 公共土木施設等応急対策計画<県農林水産部(農業農村整備課)、 県県土整備部(技術調査課、道路保全課、河川課、 砂防課、下水道課、港湾漁港整備課)> (略)</p>	<p>目次</p> <p>第3編 災害予防計画 (略)</p> <p>第10章 道路防災計画<近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、 県県土整備部(道路建設課、道路保全課、道路政策課)> (略)</p> <p>第4編 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 情報計画 (略)</p> <p>第3節 災害通信計画<近畿総合通信局、県総務部(防災企画課) 県企画部(情報政策課)> (略)</p> <p>第7章 公共土木施設等応急対策計画<県農林水産部(農業農村整備課)、 県県土整備部(技術調査課、道路保全課、河川課、 港湾漁港整備課、砂防課、下水道課)> (略)</p>								
<p>第1編 総 則 (略)</p> <p>第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱(県総務部危機管理局) (略)</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="62 1273 1097 1479"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 近畿管区警察局</td> <td>ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること	<p>第1編 総 則 (略)</p> <p>第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱(県総務部危機管理局) (略)</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1146 1273 2199 1479"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 近畿管区警察局</td> <td>ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱								
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること								
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱								
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること								

新		旧	
	オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること		オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供	2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	救護等に係る情報の収集及び提供	3 近畿厚生局	救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策	4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策	5 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達	6 近畿経済産業局	ア 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策	7 中部近畿産業保安 監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
8 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する	8 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する

新		旧	
	協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供		協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設及び海岸保全施設の整備と防災災害への対応や管理体制に関すること イ 港湾及び海岸（港湾区域及び臨港地区内）における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること	9 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設の整備と防災管理に関すること イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設の応急復旧工法の指導に関すること
10 大阪航空局 (関西空港事務所 南紀白浜空港出張所)	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施	10 大阪航空局 (関西空港事務所 南紀白浜空港出張所)	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
11 第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部 田辺海上保安部)	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送に関すること エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用	11 第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部 田辺海上保安部)	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送に関すること エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用
12 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	12 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
13 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導	13 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導

新	
	オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
14 和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
15 近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所、紀伊山系砂防事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
16 近畿地方環境事務所	災害廃棄物の処理対策に関すること

(略)

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括部 和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店 株式会社 NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布

旧	
	オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
14 和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
15 近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所、紀伊山系砂防事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
16 近畿地方環境事務所	災害廃棄物の処理対策に関すること

(略)

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店 株式会社 NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布

新	
5 日本放送協会和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路㈱関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
7 電源開発株式会社西日本支店	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
8 日本通運株式会社和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10 大阪ガスネットワーク株式会社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
11 日本郵便株式会社 (和歌山中央郵便局)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
12 K D D I 株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
13 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧
14 楽天モバイル株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

(略)

旧	
5 日本放送協会和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路㈱関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
7 電源開発株式会社西日本支店	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
8 日本通運株式会社和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10 大阪ガスネットワーク株式会社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
11 日本郵便株式会社 (和歌山中央郵便局)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
12 K D D I 株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
13 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧
14 楽天モバイル株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

(略)

新	旧
<p>第3編 災害予防計画 (略)</p> <p>第2章 砂防防災計画（県土整備部） (略)</p> <p>3 事業計画 (略)</p> <p>(3) 総合的な土石流対策 (略)</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は5,506区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（令和5年4月1日現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、04-05-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県下森林面積361,082haのうち134,886haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、山地に起因する災害が依然として絶えない現状に加えて、都市周辺山地の宅地化が進むに伴い、地震発生時の森林の持つ防災機能の高度発揮が一層期待されている。</p> <p>このため、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、保安林以外の災害危険地についても保安林の指定を進め、治山事業の拡充を推進している。</p> <p>※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02を参照</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害予防計画 (略)</p> <p>第2章 砂防防災計画（県土整備部） (略)</p> <p>3 事業計画 (略)</p> <p>(3) 総合的な土石流対策 (略)</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は5,505区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（令和4年4月1日末現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、04-05-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県下森林面積361,116haのうち134,742haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、山地に起因する災害が依然として絶えない現状に加えて、都市周辺山地の宅地化が進むに伴い、地震発生時の森林の持つ防災機能の高度発揮が一層期待されている。</p> <p>このため、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、保安林以外の災害危険地についても保安林の指定を進め、治山事業の拡充を推進している。</p> <p>※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02を参照</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県県土整備部） （略）</p> <p>3 事業計画 （略）</p> <p>(3) 総合的な地すべり対策 （略）</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域となっている。（令和5年4月1日現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>（略）</p>	<p>第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県県土整備部） （略）</p> <p>3 事業計画 （略）</p> <p>(3) 総合的な地すべり対策 （略）</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域となっている。（令和3年8月末現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>（略）</p>
<p>第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県県土整備部） （略）</p> <p>3 事業計画 （略）</p> <p>(3) 総合的ながけ崩れ対策 （略）</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,809区域で、うち15,543区域が土砂災害特別区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和5年4月1日現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、</p>	<p>第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県県土整備部） （略）</p> <p>3 事業計画 （略）</p> <p>(3) 総合的ながけ崩れ対策 （略）</p> <p>イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表</p> <p>県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,807区域で、うち15,543区域が土砂災害特別区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和3年8月末現在）</p> <p>※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当</p>

新	旧
<p>当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 ため池防災計画（県農林水産部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。</p> <p>また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。</p> <p>一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。</p> <p>ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。</p> <p>現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,921箇所ある。</p> <p>※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編 07-01-00、07-02-00 を参照</p> <p>(略)</p>	<p>当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 ため池防災計画（県農林水産部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。</p> <p>また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。</p> <p>一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。</p> <p>ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。</p> <p>現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,933箇所ある。</p> <p>※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編 07-01-00、07-02-00 を参照</p> <p>(略)</p>
<p>第7章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県県土整備部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県内の海岸線の総延長は約652kmであり、このうち約247kmを海岸保全区域に指定している。本県は台風の常襲地帯であることから、これまで台風などによる高潮被害の防止を主目標に堤防・護岸・水門等の海岸保全施設を整備してきた。</p> <p>※ 海岸市町別内訳は、資料編 08-01-00 を参照</p> <p>※ 海岸重要水防箇所は、資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(6) 津波ハード整備具体例</p>	<p>第7章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県県土整備部）</p> <p>1 現 況</p> <p>県内の海岸線の総延長は約651kmであり、このうち約246kmを海岸保全区域に指定している。本県は台風の常襲地帯であることから、これまで台風などによる高潮被害の防止を主目標に堤防・護岸・水門等の海岸保全施設を整備してきた。</p> <p>※ 海岸市町別内訳は、資料編 08-01-00 を参照</p> <p>※ 海岸重要水防箇所は、資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>3 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(6) 津波ハード整備具体例</p>

新				
海岸名	地区名	事業内容		
		施設名	延長等	事業期間
和歌山下津港海岸	海南地区	津波防波堤	554m	平成 21～ <u>令和 10 年度</u>
		護岸(改良) 水門	<u>6.175m</u> 6 基	
串本海岸	串本地区	護岸(改良)	2, 220m	平成 27～ <u>令和 5 年度</u>
那智勝浦海岸	下里地区	護岸(改良) 樋門	1,953m 2 基	平成 21～令和 6 年度
	天満・浜の宮地区	護岸(改良) 樋門	1,200m 1 基	

(略)

第 8 章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

2 計画方針

(略)

- (2) 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、港湾施設が津波に対して粘り強く耐える構造に補強する等の対策について検討を行う。

(略)

3 事業計画

港名	事業内容	
	施設名	延長等
和歌山下津港	防波堤(改良)	3,199m
	橋梁耐震化	4 橋
	小型係留施設	<u>1.016m</u>
湯浅広港	防波堤(改良)	1,378m
由良港	津波防波堤	450m
日高港	防波堤(改良)	509m
	小型係留施設	41m
文里港	防波堤(改良)	469m
新宮港	防波堤(改良)	1,360m

旧				
海岸名	地区名	事業内容		
		施設名	延長等	事業期間
和歌山下津港海岸	海南地区	津波防波堤	554m	平成 21～ <u>令和 5 年度</u>
		護岸(改良) 水門	<u>6.328m</u> 6 基	
串本海岸	串本地区	護岸(改良)	2, 220m	平成 27～ <u>令和 6 年度</u>
那智勝浦海岸	下里地区	護岸(改良) 樋門	1,953m 2 基	平成 21～令和 6 年度
	天満・浜の宮地区	護岸(改良) 樋門	1,200m 1 基	

(略)

第 8 章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

2 計画方針

(略)

- (2) 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、港湾施設が津波に対して損傷となりにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

(略)

3 事業計画

港名	事業内容	
	施設名	延長等
和歌山下津港	防波堤(改良)	3,199m
	橋梁耐震化	4 橋
	小型係留施設	<u>1.401m</u>
湯浅広港	防波堤(改良)	1,378m
由良港	津波防波堤	450m
日高港	防波堤(改良)	509m
	小型係留施設	41m
文里港	防波堤(改良)	469m
新宮港	防波堤(改良)	1,360m

新

第9章 漁港・漁村防災計画（県県土整備部）
（略）

3 事業計画

漁港名	事業内容		漁港名	事業内容	
	施設名	延長		施設名	延長
和歌浦漁港	防波堤	232.2m	田辺漁港	防潮堤	610.0m
	突堤	45.0m		防波堤	646.0m
箕島漁港	導流堤	360.5m		護岸	427.0m
	水門	1門	周参見漁港	防波堤	368.0m
阿尾漁港	防波堤	232.7m	有田漁港	防波堤	74.0m
	護岸	144.3m		護岸	145.0m
塩屋漁港	防波堤	434.3m	串本漁港	防波堤	1,424.8m
印南漁港	防波堤	221.4m	太地漁港	防波堤	245.0m
	護岸	257.2m		護岸	99.0m
堺漁港	防波堤	482.2m			
	突堤	30.0m			
	護岸	441.3m			

※岸壁の改良については必要に応じて行う

第10章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路における要対策箇所が106箇所存在し、県管理の緊急輸送道路における要対策箇所が521箇所存在する。

また、施工時期が古く耐震基準を満たさない橋梁等が相当数あり、そのうち国管理の緊急

旧

第9章 漁港・漁村防災計画（県県土整備部）
（略）

3 事業計画

漁港名	事業内容		漁港名	事業内容	
	施設名	延長		施設名	延長
和歌浦漁港	防波堤	232.2m	田辺漁港	防潮堤	450.0m
	突堤	45.0m		防波堤	646.0m
箕島漁港	導流堤	360.5m		護岸	427.0m
	水門	1門	周参見漁港	防波堤	368.0m
阿尾漁港	防波堤	232.7m	有田漁港	防波堤	74.0m
	護岸	144.3m		護岸	145.0m
塩屋漁港	防波堤	434.3m	串本漁港	防波堤	1,424.8m
印南漁港	防波堤	221.4m	太地漁港	防波堤	245.0m
	護岸	257.2m		護岸	99.0m
堺漁港	防波堤	482.2m			
	突堤	30.0m			
	護岸	441.3m			

※岸壁の改良については必要に応じて行う

第10章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路における要対策箇所が106箇所存在し、県管理の緊急輸送道路における要対策箇所が521箇所存在する。

また、施工時期が古く耐震基準を満たさない橋梁等が相当数あり、そのうち国管理の緊急

新

急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁が55箇所存在し、県管理の緊急輸送道路においては439橋存在する。

種別	実延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	<u>713.1</u>	<u>489.2</u>	<u>68.6</u>	<u>520.5</u>	<u>73.0</u>
県道	<u>1,894.9</u>	<u>902.0</u>	<u>47.6</u>	<u>1,164.0</u>	<u>61.4</u>
合計	<u>3,054.3</u>	<u>1,837.5</u>	<u>60.2</u>	<u>2,130.8</u>	<u>69.7</u>

「道路統計年報2022:自転車道線(4路線)を除く」

令和3年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

(略)

3 事業計画

(略)

(5) 道路防災事業計画並びに進捗状況

国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁294橋のうち、282箇所において耐震対策を完了している。また、落石や地すべり等の対策が必要とされる565箇所のうち、221箇所の対策を完了している。

県管理道路の現在対策中の事業については下表のとおりである。

事業名	事業の概要	期間	事業内容	進捗状況
橋梁耐震事業 (橋梁耐震関係)	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路に架かる橋梁の内、平成8年より古い道路橋示方書に基づいた橋長が15m以上の橋梁及び跨線橋について、左記の事業によ	平成16年度～	全体計画 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：194橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：232橋 県管理の第三次緊急輸送道路	令和4年度までの実績 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：191橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：224橋 県管理の第三次緊急輸送道路

旧

輸送道路において耐震対策の必要な橋梁が55箇所存在し、県管理の緊急輸送道路においては439橋存在する。

種別	実延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	<u>712.7</u>	<u>486.1</u>	<u>68.2</u>	<u>519.5</u>	<u>72.9</u>
県道	<u>1,897.1</u>	<u>895.3</u>	<u>47.2</u>	<u>1,160.1</u>	<u>61.2</u>
合計	<u>3,056.1</u>	<u>1,827.7</u>	<u>59.8</u>	<u>2,125.9</u>	<u>69.6</u>

「道路統計年報2021:自転車道線(4路線)を除く」

令和2年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

(略)

3 事業計画

(略)

(5) 道路防災事業計画並びに進捗状況

国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁294橋のうち、282箇所において耐震対策を完了している。また、落石や地すべり等の対策が必要とされる565箇所のうち、221箇所の対策を完了している。

県管理道路の現在対策中の事業については下表のとおりである。

事業名	事業の概要	期間	事業内容	進捗状況
橋梁耐震事業 (橋梁耐震関係)	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路に架かる橋梁の内、平成8年より古い道路橋示方書に基づいた橋長が15m以上の橋梁及び跨線橋について、左記の事業によ	平成16年度～	全体計画 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：194橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：232橋 県管理の第三次緊急輸送道路	令和3年度までの実績 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：190橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：218橋 県管理の第三次緊急輸送道路

新					旧				
	り震災対策を講じる計画である。		橋数：13 橋 合計 橋数：439 橋	橋数： <u>11</u> 橋 合計 橋数： <u>426</u> 橋		り震災対策を講じる計画である。		橋数：13 橋 合計 橋数：439 橋	橋数： <u>7</u> 橋 合計 橋数： <u>415</u> 橋
法面防災対策 (法面防災関係)	平成 25 年度に実施した道路ストック総点検において県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路で、対策が必要との結果を得ている箇所について、左記事業により対策を講じる。	平成 25 年度 ～	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路における要対策箇所数 521 箇所	<u>令和 4 年度</u> までの実績 完了 <u>171</u> 箇所	法面防災対策 (法面防災関係)	平成 25 年度に実施した道路ストック総点検において県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路で、対策が必要との結果を得ている箇所について、左記事業により対策を講じる。	平成 25 年度 ～	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路における要対策箇所数 521 箇所	<u>令和 3 年度</u> までの実績 完了 <u>162</u> 箇所
(略)					(略)				
第 16 章 盛土防災計画 (県農林水産部、県県土整備部)					第 16 章 盛土防災計画 (県農林水産部、県県土整備部)				
(略)					(略)				
3 事業計画					3 事業計画				
宅地造成及び特定盛土等規制法 (<u>令和5年5月施行</u>) に基づき、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。					宅地造成及び特定盛土等規制法 (<u>令和4年5月公布</u>) の施行に向け、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。				
(略)					(略)				
第19章 文化財災害予防計画 (県教育委員会)					第19章 文化財災害予防計画 (県教育委員会)				
3 事業計画					3 事業計画				
(略)					(略)				
(6) 防災設備の維持管理					(6) 防災設備の維持管理				
指定文化財 (建造物) の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。					指定文化財 (建造物) の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。				

新				
指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和5.4.1現在）				
防災施設名	指定別	指定件数	防災施設設置済件数	設置率
警報設備	国	<u>82</u>	80	<u>98%</u>
	県	<u>45</u>	<u>32</u>	<u>71%</u>
消火設備	国	<u>82</u>	71	<u>86%</u>
	県	<u>45</u>	18	<u>40%</u>
避雷設備	国	<u>82</u>	60	<u>73%</u>
	県	<u>45</u>	11	<u>24%</u>

(注) 1 国指定建造物85件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。
 2 県指定建造物 59 件のうち、石造物 13 件、収蔵庫へ収蔵中の 1 件を除く。
 (略)

第21章 公共的施設災害予防計画

(略)

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(略)

4 災害予防に関する事項

(略)

(1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(略)

(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項

(略)

イ) 津波への対応

① 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

旧				
指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和4.4.1現在）				
防災施設名	指定別	指定件数	防災施設設置済件数	設置率
警報設備	国	<u>81</u>	80	<u>99%</u>
	県	<u>44</u>	<u>30</u>	<u>68%</u>
消火設備	国	<u>81</u>	71	<u>88%</u>
	県	<u>44</u>	18	<u>41%</u>
避雷設備	国	<u>81</u>	60	<u>74%</u>
	県	<u>44</u>	11	<u>25%</u>

(注) 1 国指定建造物84件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。
 2 県指定建造物 56 件のうち、石造物 13 件、収蔵庫へ収蔵中の 1 件を除く。
 (略)

第21章 公共的施設災害予防計画

(略)

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(略)

4 災害予防に関する事項

(略)

(1) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、大規模地震により予想される地震動および津波に関する知識や、大規模地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、大規模地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

(略)

(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項

(略)

イ) 津波への対応

① 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

新

(略)

5 防災業務施設及び設備等の整備

(略)

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

(略)

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(略)

6 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(略)

第5節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株) 近畿統括部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

<西日本旅客鉄道(株) 近畿統括部和歌山支社>

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5

旧

津波浸水深が3 m以上ある火力発電所の燃料油タンクについて、緊急遮断弁の遠隔化を実施する。

(略)

5 防災業務施設及び設備等の整備

(略)

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

また、自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所については、衛星携帯電話を配備する。

(略)

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(略)

6 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

また、災害対策用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。

(略)

第5節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

<西日本旅客鉄道(株)和歌山支社>

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪和線	計
営業キロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5

新

橋りょう（箇所）	702	99	76	877
トンネル（箇所）	129	0	6	135
踏切（箇所）	214	131	45	390

※ 西日本旅客鉄道(株) [近畿統括部](#)和歌山支社管内略図は、資料編 26-00-00 を参照

(略)

第23章 防災救助施設等整備計画

(略)

第2節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

(略)

3 事業計画

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- ※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編 46-06-01
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編 46-06-02
- ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編 46-06-03
- ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 資料編 46-06-04
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-05
- ※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書 資料編 46-06-06
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-07
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-08
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書 資料編 46-06-09
- ※ 災害対策用備蓄医薬品 資料編 46-06-10
- ※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書 資料編 46-06-11

旧

橋りょう（箇所）	702	99	76	877
トンネル（箇所）	129	0	6	135
踏切（箇所）	214	132	45	391

※ 西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社管内略図は、資料編 26-00-00 を参照

(略)

第23章 防災救助施設等整備計画

(略)

第2節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

(略)

3 事業計画

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- ※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編 46-06-01
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編 46-06-02
- ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編 46-06-03
- ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 資料編 46-06-04
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-05
- ※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書 資料編 46-06-06
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-07
- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-08
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書 資料編 46-06-09
- ※ 災害対策用備蓄医薬品 資料編 46-06-10
- ※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書 資料編 46-06-11

新	旧
<p>※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-12</p> <p>※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書 資料編 46-06-13</p> <p>※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-14</p> <p>※ <u>災害救助物資の調達に関する協定書</u> 資料編 <u>46-06-15</u></p>	<p>※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 46-06-12</p> <p>※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書 資料編 46-06-13</p> <p>※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-14</p>
(略)	(略)
<p>第4節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画(近畿地方整備局、県県土整備部)</p>	<p>第4節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画(近畿地方整備局、県県土整備部)</p>
(略)	(略)
<p>3 事業計画</p>	<p>3 事業計画</p>
<p>災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。</p>	<p>災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。</p>
<p>整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km (2.0k～9.6k) 左岸：<u>7.7</u>km/8.8km (0.2k～8.9k)</p>	<p>整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km (2.0k～9.6k) 左岸：<u>7.8</u>km/8.8km (0.2k～8.9k)</p>
<p>また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川敷道路を整備する。</p>	<p>また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川敷道路を整備する。</p>
<p>(参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00)</p>	<p>(参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00)</p>
(略)	(略)
<p>第24章 防災行政無線整備計画(県総務部危機管理局)</p>	<p>第24章 防災行政無線整備計画(県総務部危機管理局)</p>
<p>1 防災行政無線の整備</p>	<p>1 防災行政無線の整備</p>
(略)	(略)
<p>(1) 和歌山県総合防災情報システム(県防災行政無線を含む)の整備</p>	<p>(1) 和歌山県総合防災情報システム(県防災行政無線を含む)の整備</p>
<p>県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。</p> <p>特に県と市町村や防災関係機関との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。</p>	<p>県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。</p> <p>特に県と市町村や消防本部との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。</p>

新

県では、このための通信システムとして和歌山県総合防災情報システムを整備し運用している。令和4年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第3世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線を導入し、県の情報通信基盤である「きのくにeねっと」による有線回線との2つの通信経路で、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地とを接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。

この他に、県では全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性を重視した通信手段を確保している。

(2) 県から県民への情報伝達手段

県では、県民に直接災害情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(Twitter)「防災わかやまX」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く災害情報が行き渡るように努めている。

(3) 市町村防災行政無線の整備による通信確保と地域住民への災害情報の伝達

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に防災気象情報や緊急地震速報等の防災情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

市町村防災行政無線(同報系)は県内30市町村すべてで整備が行われているが、屋外拡声スピーカークの音声は暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が災害情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や災害情報伝達手段の多様化・複数化の推進について助言していくこととする。

移動系の防災行政無線は、26市町村で整備している。過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備を助言していく。

また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう助言していく。

(略)

旧

県では、和歌山県総合防災情報システムを平成16年度から4箇年計画で整備し、平成19年9月より運用を開始した。西日本電信電話株式会社の大容量デジタル専用回線による有線回線と、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線の2ルートにより、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部等を有機的に結合し、各種防災情報を電子情報化して県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、ファクシミリ、電話及びテレメータ情報を伝送している。

この他に、県職員の移動通信手段として全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。

しかし、平成23年台風第12号がもたらした紀伊半島大水害では、豪雨によって衛星通信回線が長時間不通となり、その後の土砂災害と水害によって光ファイバーが断線し有線回線が長期間不通となった。2ルートが同時に不通となる最悪の事態はかるうじて避けられたが、この反省を踏まえて、無線回線、有線回線及び衛星通信回線のそれぞれの役割を再検討し、より災害に強い防災通信ネットワークを構築していく。

また、一般の通信回線や県総合防災情報システムが全く使用できなくなる壊滅的な状況においても最低限の音声通信を確保するため、防災相互通信用無線を活用して市町村、消防本部その他防災関係機関との通信訓練を行っていくこととする。

(2) 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

県内の市町村防災行政無線の整備状況は、同報系については30市町村すべてで整備が行われ、うち移動系との併設が26市町村となっている。

しかし、一部に機動性が高く耐災害性に優れた移動系無線を整備していないところがあるため、県はこれらの整備について働きかけていくとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備を進めていくよう助言していく。

(略)

新	旧
<p>第 26 章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）</p> <p>（略）</p> <p>2 事業計画</p> <p>（略）</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震を想定して、<u>連携した訓練を一体的に</u>実施するものとする。訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。</p> <p>(2) 災害対策本部運営<u>図上</u>訓練</p> <p>震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。</p> <p>(3) <u>防災要員訓練</u></p> <p><u>緊急防災要員、災害時緊急支援要員、広域防災拠点要員等の職務の習熟等を図ることを目的とした研修・訓練を定期的</u>に実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>第 26 章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）</p> <p>（略）</p> <p>2 事業計画</p> <p>（略）</p> <p>(1) 防災訓練</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震を想定して、<u>毎年1回以上</u>実施するものとする。訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。</p> <p>(2) 災害対策本部運営訓練</p> <p>震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。</p> <p>(3) <u>緊急防災要員参集訓練</u></p> <p><u>緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練を定期的</u>に実施する。</p> <p><u>※ 和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領は、資料編 34-01-00 を参照</u></p> <p>（略）</p>
<p>第 27 章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・県教育委員会）</p> <p>（略）</p> <p>2 事業計画</p> <p>（略）</p> <p>(2) 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>防災関係機関は、単独又は共同して住民の地震・津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次により防災広報に努める。</p> <p>ア 普及の内容</p> <p>① 地震及び津波に関する一般知識</p> <p>a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以</p>	<p>第 27 章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・県教育委員会）</p> <p>（略）</p> <p>2 事業計画</p> <p>（略）</p> <p>(2) 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>防災関係機関は、単独又は共同して住民の地震・津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次により防災広報に努める。</p> <p>ア 普及の内容</p> <p>① 地震及び津波に関する一般知識</p> <p>a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以</p>

新	旧
<p>上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による津波</u>の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p> <p>(略)</p> <p>⑪ 通信確保に関する事項</p> <p>通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、また、災害時における通信量の増加を抑制するため災害時の不要不急な通信を控えることについて<u>定期的訓練の実施も考慮し</u>周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p> <p>(略)</p> <p>⑪ 通信確保に関する事項</p> <p>通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、また、災害時における通信量の増加を抑制するため災害時の不要不急な通信を控えることについて周知に努める。</p> <p>(略)</p>
<p>第30章 避難行動要支援者対策計画（県総務部危機管理局、県企画部、県福祉保健部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、<u>個別避難計画の実行性を確保する観点から</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織・<u>NPO等</u>と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。<u>この場合、地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>オ <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>カ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。</p>	<p>第30章 避難行動要支援者対策計画（県総務部危機管理局、県企画部、県福祉保健部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>オ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。</p>

新	旧
<p><u>キ 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報等を迅速かつ確実に取得し、また緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、体制や仕組みの整備、設備等の設置の推進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>ク 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>ケ 市町村は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。</u></p> <p>① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとする。</p> <p>② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。</p> <p><u>コ 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。</u></p> <p><u>サ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 災害時の福祉支援体制の整備</u></p> <p><u>県は、災害時の避難所等における要配慮者への福祉的支援を行うため、福祉専門職等で編成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制整備を図る。</u></p> <p><u>※ 和歌山県災害福祉支援ネットワーク設置要綱は、資料編 32-03-01 を参照</u></p> <p><u>※ 和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱は、資料編 32-03-02 を参照</u></p> <p><u>(4) 社会福祉施設等の整備</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 地震・津波災害時に特に配慮すべき事項</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 外国人対策</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) その他</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市町村は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。</u></p> <p>① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとする。</p> <p>② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。</p> <p><u>ク 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 社会福祉施設等の整備</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 地震・津波災害時に特に配慮すべき事項</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 外国人対策</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) その他</u></p> <p>(略)</p>

第4編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

(略)

2 和歌山県の組織

(略)

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、地震に関する情報や津波警報等により、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理局による 情報収集体制	① 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。	危機管理局の 必要人員
<u>警戒体制</u>	① 地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。 ② 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ③ 危機管理監が必要と認めたとき。	関係各課室の 必要人員
<u>配備体制</u>	① 危機管理監が必要と認めたとき。 <u>(地震による重大な二次災害が発生するおそれがあると認められるとき)</u>	

第4編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

(略)

2 和歌山県の組織

(略)

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理監は、地震に関する情報や津波警報等により、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

配備体制2号が発令された場合においては、本庁の各部室から連絡員として職員を危機管理局に配置し、連携の強化を図る。また、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき、または危機管理監が必要と認めたときは災害対策連絡室を設置し、体制の強化を図る。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理局による 情報収集体制	① 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。	危機管理局の 必要人員
<u>警戒体制1号</u>	① 地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。	関係各課室の 必要人員
<u>警戒体制2号</u>	① 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ② 危機管理監が必要と認めたとき	
<u>配備体制1号</u>	① 危機管理監が必要と認めたとき。	

新

旧

(略)
(削除)

配備体制2号	<u>① 和歌山県に津波警報が発表されたとき。</u> <u>② 地震が発生し、県内で震度5弱または5強を記録したとき。</u> <u>リアルタイム地震・津波関連情報表示システムにより、津波からの避難を呼びかける緊急瘦軀法メールが配信されたとき。</u> <u>③ 危機管理監が必要と認めたとき。</u>
災害対策連絡室	<u>① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</u> <u>② 危機管理監が必要と認めたとき。</u>

(略)

(2) 災害対策連絡室

ア 配備体制2号が発令されている場合において、危機管理監が認めたときは災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。

イ 連絡室の長は危機管理監とし、危機管理局長を副室長とする。

ウ 連絡室は情報の収集、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所要の連絡調整に当たるものとする。

エ 連絡室には秘書課、広報課、総務課、人事課、財政課、管財課、危機管理・消防課、防災企画課、災害対策課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾漁港整備課及び総務事務集中課から連絡室の長が必要と認める人員を常駐させるものとする。

オ 連絡室の事務担当は、次のとおりとする。

<u>災 害 対 策 連 絡 室</u>	
<u>(室長：危機管理監 副室長：危機管理局長)</u>	
<u>課(室)名</u>	<u>事 務 分 掌</u>
<u>秘書課</u>	<u>知事への報告、連絡に関すること。</u>
<u>広報課</u>	<u>広報に関すること。</u>
<u>人事課</u>	<u>動員に関すること。</u>
<u>財政課</u>	<u>財務に関すること。</u>
<u>管財課</u>	<u>電話に関すること。</u>

新

旧

(2) 和歌山県災害対策本部

(略)

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準

	基 準	動員配備人員
災害対策本部 非常体制1号	<p>① <u>和歌山県に津波警報が発表されたとき。</u></p> <p>② <u>地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。</u></p> <p>③ <u>リアルタイム地震・津波関連情報表示システムにより、津波からの避難を呼びかける緊急速報メールが配信されたとき。</u></p> <p>④ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</u></p> <p>⑤ <u>知事が必要と認めたととき。（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。）</u></p>	<p><u>職員の防災体制等措置要領に定める関係班・必要人員</u></p>

危機管理・消防課
防災企画課
災害対策課

連絡調整、被害状況の取りまとめ、
消防及び気象情報に関すること。

福祉保健総務課

救助に関すること。

河川課

水防情報に関すること。

河川課
農業農村整備課

ダム放水情報に関すること。

港湾漁港整備課

波高及び潮位に関すること。

砂防課

土砂災害情報に関すること。

総務事務集中課

物品調達に関すること。

上記各課

情報及び被害状況の収集に関すること。

各部主管課

(3) 和歌山県災害対策本部

(略)

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準

	基 準	動員配備人員
災害対策本部	<p>① 和歌山県に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>② 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。</p> <p>③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>④ 知事が必要と認めたととき。</p>	<p><u>全 職 員</u></p>

新

- 災害対策本部
非常体制2号
- ① 和歌山県に大津波警報が発表されたとき。
 - ② 地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。
 - ③ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
 - ④ 知事が必要と認めたとき。

全 班
全 職 員

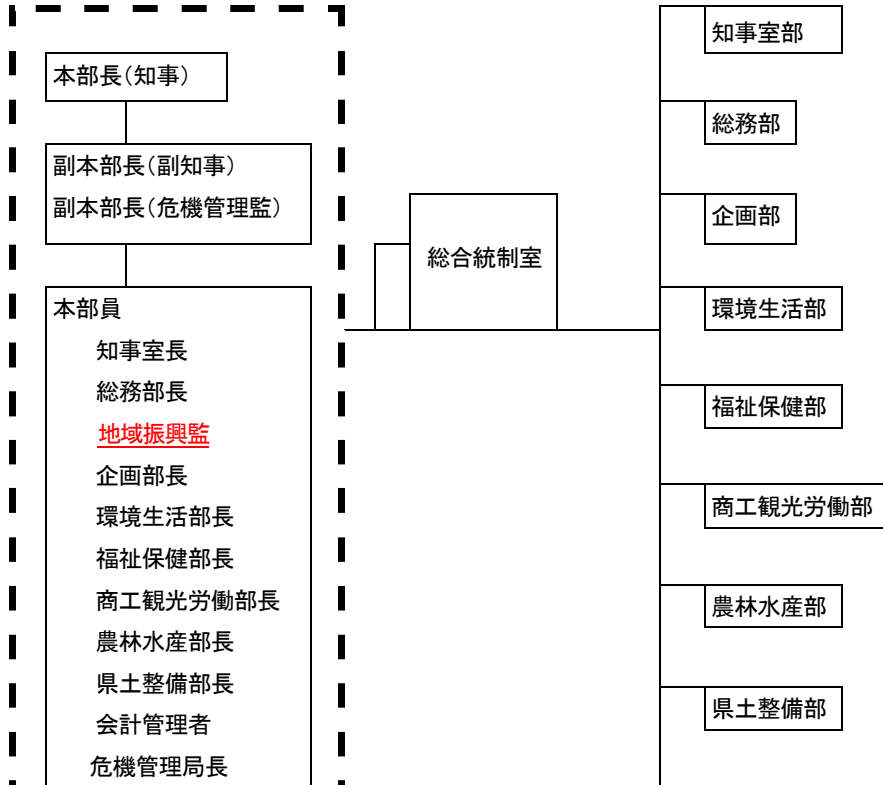
(略)

イ 組織編成
県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(略)

② 組織

本部会議



旧

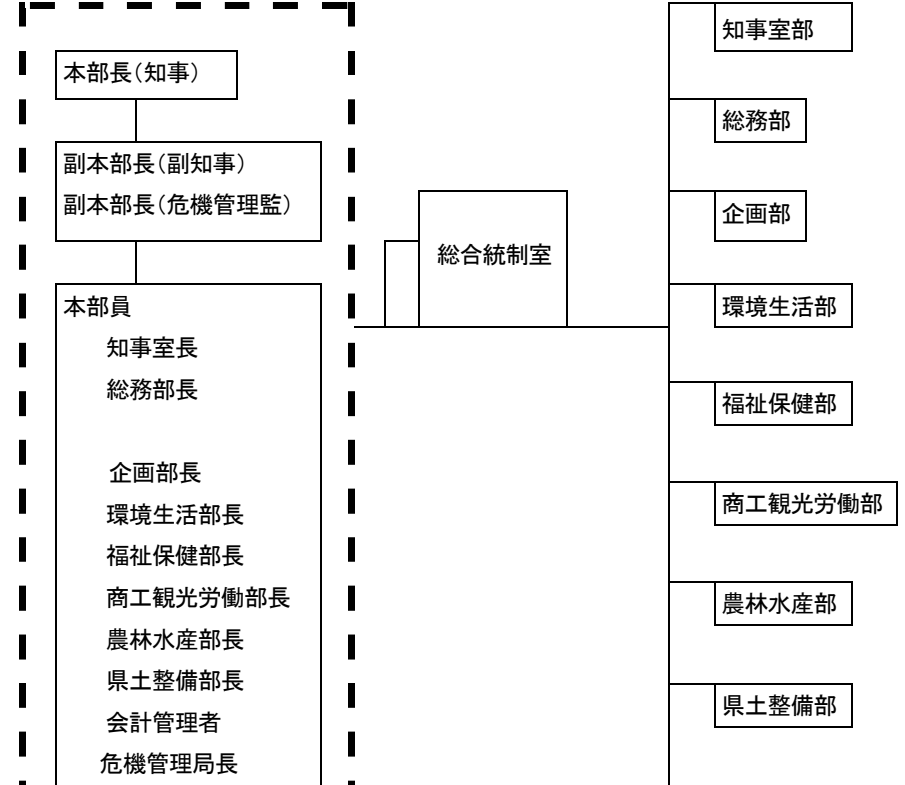
(略)

イ 組織編成
県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

(略)

② 組織

本部会議



新

教育長
県警本部長
その他本部長が
必要と認める者

会計部

議会部

教育部

警察部

監査委員部

人事委員会部

労働委員会部

(略)

f 災害対策本部会議配席計画表

旧

教育長
県警本部長
その他本部長が
必要と認める者

会計部

議会部

教育部

警察部

監査委員部

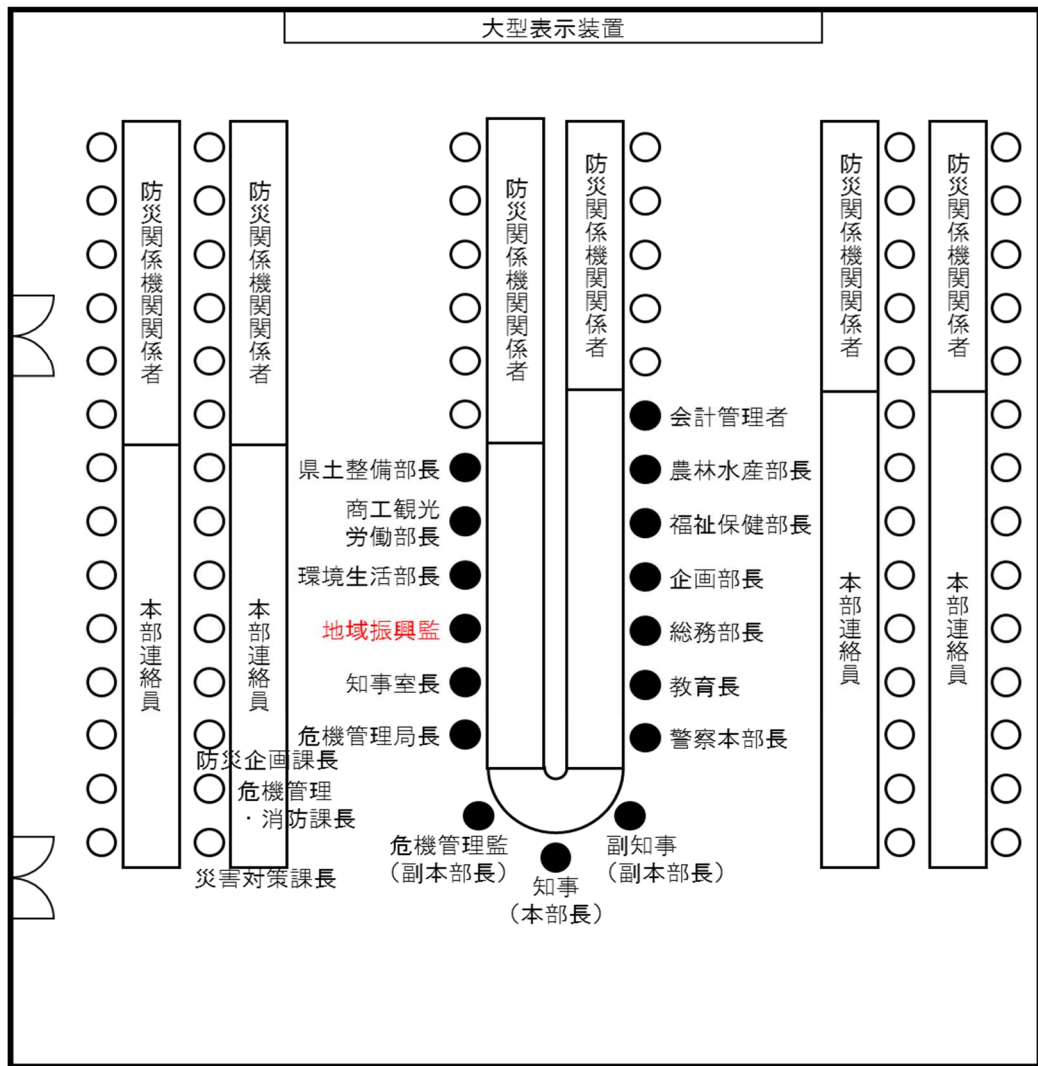
人事委員会部

労働委員会部

(略)

f 災害対策本部会議配席計画表

新



(略)

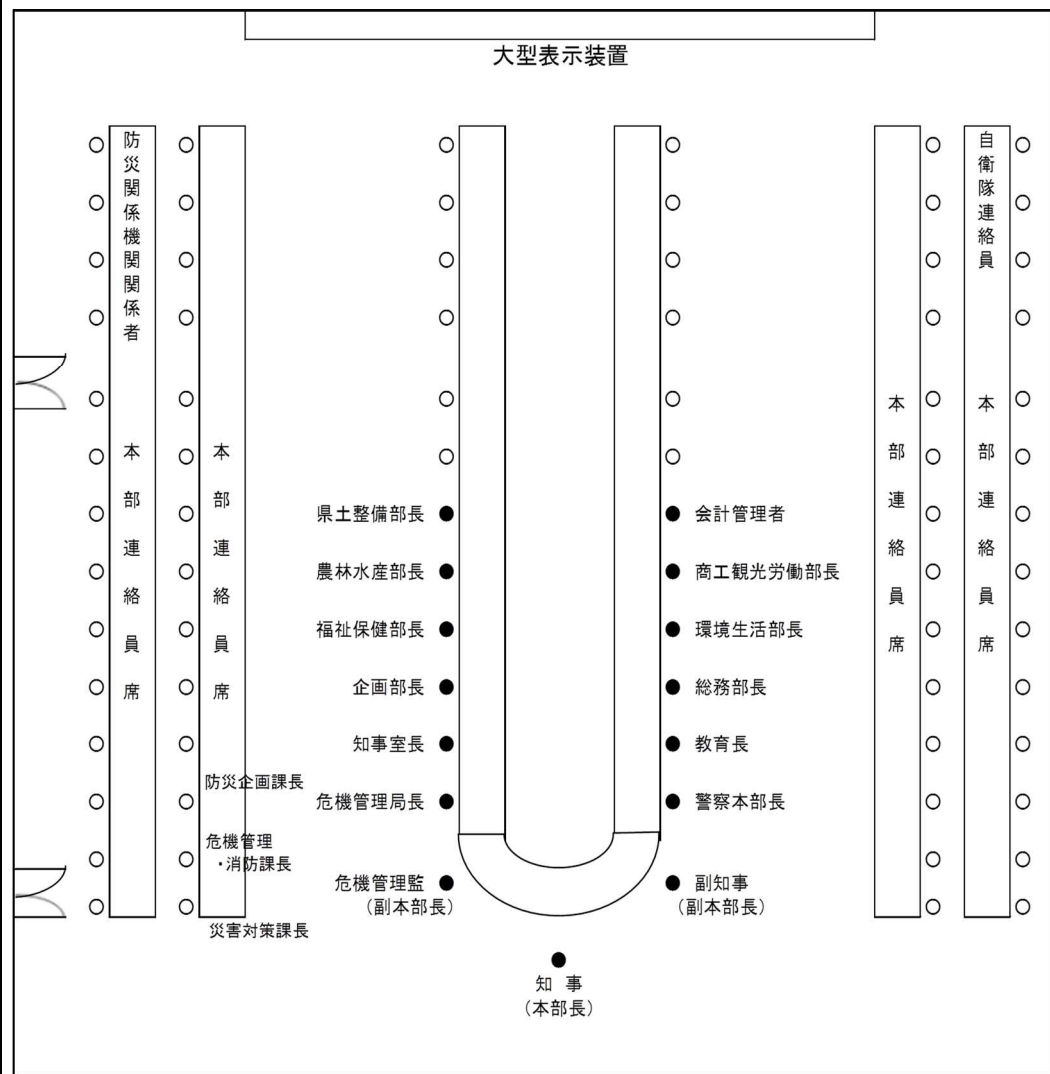
③ 編成及び事務分掌

a 本部

(略)

(㇏) 編成及び事務分掌

旧



(略)

③ 編成及び事務分掌

a 本部

(略)

(㇏) 編成及び事務分掌

新

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	危機管理・消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 デジタル社会推進課員 総合交通政策課員 県民生活課員 食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する こと。 2 現地災害対策本部の設置に関する こと。 3 県防災会議の運営に関する こと。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関する こと。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取 りまとめに関する こと。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情 報の収集、記録及び伝達に関する こと。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に 関する こと。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関する こと。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関する こ と。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する こ と。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に 関する こと。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関す る こと。 13 応援協定に基づく要請に関する こと。 14 防災ボランティアの要請に関する こと。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する こ と。

旧

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長	危機管理・消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 情報政策課員 総合交通政策課員 県民生活課員 食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 医務課員 商工振興課員 産業技術政策課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する こと。 2 現地災害対策本部の設置に関する こと。 3 県防災会議の運営に関する こと。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関する こ と。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取 りまとめに関する こと。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情 報の収集、記録及び伝達に関する こと。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に 関する こと。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関する こと。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関する こ と。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する こ と。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に 関する こと。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関す る こと。 13 応援協定に基づく要請に関する こと。 14 防災ボランティアの要請に関する こと。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する こ と。

新		旧	
人事委員会事務局員	16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。	労働委員会事務局員	16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。
労働委員会事務局員	17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。	室長が必要に応じ指名した部の職員	17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。
室長が必要に応じ指名した部の職員	18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。		18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。
	19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。		19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関すること。
	20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。		20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。
	21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関すること。		21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関すること。
	22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。		22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。
	23 報道機関との連絡調整に関すること。		23 報道機関との連絡調整に関すること。
	24 安否不明者の氏名等の公表に関すること。		24 安否不明者の氏名等の公表に関すること。
	25 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。		25 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。
	26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。		26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。
	27 災害及び復興の記録に関すること。		27 災害及び復興の記録に関すること。
	28 被災地の調査に関すること。		28 被災地の調査に関すること。
	29 孤立集落の支援に関すること。		29 孤立集落の支援に関すること。
	30 職員の配置に係る調整に関すること。		30 職員の配置に係る調整に関すること。
	31 災害救助物資の調達及び供給に関すること。		31 災害救助物資の調達及び供給に関すること。
	32 救援物資の輸送に関すること。		32 救援物資の輸送に関すること。
	33 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。		33 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。
	34 医療救護活動の実施に関すること。		34 医療救護活動の実施に関すること。
	35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。		35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。
	36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。		36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。

新			
			37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関する こと。 38 その他必要なこと。

旧			
			37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関する こと。 38 その他必要なこと。

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に関する こと。 4 報道局等の被災状況に 関する こと。 5 災害及び復興の記録誌に 関する こと。 6 その他必要な こと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長	秘書課員 政策審議課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に 関する こと。 3 各種陳情の応援及び被災 地の視 察に 関する こと。 4 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長)	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) <u>総務課副課長</u>	総務課員	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に 関する こと。 3 その他必要な こと。

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長 <u>(部長付)</u> <u>広域連携</u> <u>担当参事</u>	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に 関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に 関する こと。 4 報道局等の被災状況に 関する こと。 5 災害及び復興の記録誌に 関する こと。 6 その他必要な こと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議課長	秘書課員 政策審議課員	1 各班共通業務に 関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に 関する こと。 3 各種陳情の応援及び被災 地の視 察に 関する こと。 4 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長)	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) <u>D X 推進室長</u>	総務課員 <u>D X 推進室員</u>	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に 関する こと。 3 その他必要な こと。

新					旧				
総務管理 局長 <u>行政企画</u> <u>局長</u> (部長付) 監察査察 監 行政改革 担当参事 参事(和歌 山県行政 組織規則 (昭和63 年和歌山 県規則第 19号。 以下この 表におい て「行政 組織規 則」とい う。)第5 条の表に 掲げる監 察査察課 に属する 参事に限 る。)	人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 監察査察課長 行政改革課長 職員厚生室長 <u>行政管理課長</u>	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員 <u>行政管理課員</u>	1 各班共通業務に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の派遣要請に関する事 (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関 すること。 5 職員の安否状況調査に関する事 6 職員の救援に関する事 7 職員の公務災害補償に関する事 8 長期従事職員に係る対応に関す ること。 9 その他必要な事。	総務管理 局長 (部長付) 監察査察 監 行政改革 担当参事 参事(和歌 山県行政 組織規則 (昭和63 年和歌山 県規則第 19号。 以下この 表におい て「行政 組織規 則」とい う。)第5 条の表に 掲げる監 察査察課 に属する 参事に限 る。)	人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 監察査察課長 行政改革課長 職員厚生室長	人事課員 監察査察課員 行政改革課員 職員厚生室員	1 各班共通業務に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の派遣要請に関する事 (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関 すること。 5 職員の安否状況調査に関する事 6 職員の救援に関する事 7 職員の公務災害補償に関する事 8 長期従事職員に係る対応に関す ること。 9 その他必要な事。
	財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害対策に係る予算措置に関す ること。 3 その他必要な事。		財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害対策に係る予算措置に関す ること。 3 その他必要な事。
	税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害時の県税の徴収猶予、減 免等に関する事。 3 県税関係システムの応急復旧対 策に関する事。 4 その他必要な事。		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関する事 2 災害時の県税の徴収猶予、減 免等に関する事。 3 県税関係システムの応急復旧対 策に関する事。 4 その他必要な事。
	市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課 長	市町村課員	1 各班共通業務に関する事 2 市町村行政の応援に関するこ と。 3 市町村応急復旧資金のあっせん に関する事。 4 その他必要な事。		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課 長	市町村課員	1 各班共通業務に関する事 2 市町村行政の応援に関するこ と。 3 市町村応急復旧資金のあっせん に関する事。 4 その他必要な事。

新						旧					
		管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する事 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関する事 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関する事 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関する事 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関する事 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関する事			管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する事 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関する事 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関する事 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関する事 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関する事 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関する事
		<u>情報基盤 班</u>	<u>(班長) 情報基盤課長 (副班長) 行政企画課長</u>	<u>情報基盤課員 行政企画課員</u>	<u>1 各班共通業務に関する事。 2 行政情報システム等の応急復旧に関する事。 3 県行政情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関する事。 4 その他必要なこと。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付) <u>地域振興 監</u> 国際担当 参事	(幹事班) 企画総務 班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 和歌山県土地開発公社管理施設の被災及び周辺被害に関する事 4 その他必要なこと	企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 地域振興 局長 人権局長 (部長付) 国際担当 参事 参事(行政 組織規則 第6条の	(幹事班) 企画総務 班	(班長) 企画総務課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 和歌山県土地開発公社管理施設の被災及び周辺被害に関する事 4 その他必要なこと
		文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関する事 2 私立学校等の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事 3 その他必要なこと			文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関する事 2 私立学校等の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事 3 その他必要なこと

新				旧					
参事(行政組織規則第6条の表に掲げる企画部に属する参事に限る。)	国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	1 各班共通業務に関する事。 2 海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関する事。 3 外国人の被災者に関する災害情報対応に関する事。 4 その他必要な事。	表に掲げる企画部に属する参事に限る。)	国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	1 各班共通業務に関する事。 2 海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関する事。 3 外国人の被災者に関する災害情報対応に関する事。 4 その他必要な事。
	デジタル社会推進班	(班長) デジタル社会推進課長 (副班長) デジタル社会推進課副課長	デジタル社会推進課員	1 各班共通業務に関する事。 2 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事。 3 通信関係事業者への情報提供に関する事。 4 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関する事。 5 その他必要な事。		情報政策班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副課長	情報政策課員	1 各班共通業務に関する事。 2 <u>県行政用情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関する事。</u> 3 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事。 4 通信関係事業者への情報提供に関する事。 5 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関する事。 6 その他必要な事。
	総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 地域政策課長 移住定住推進課長	総合交通政策課員 地域政策課員 移住定住推進課員 福祉保健総務課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関する事。 2 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事。 3 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関する事。 4 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関する事。 5 その他必要な事。		総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 地域政策課長 移住定住推進課長	総合交通政策課員 地域政策課員 移住定住推進課員 福祉保健総務課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関する事。 2 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事。 3 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関する事。 4 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関する事。 5 その他必要な事。

新					旧						
環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 県民局長 (部長付) 生活安全参事 食品安全参事(行政組織規則第7条第1項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。)	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班長) 自然環境室長 ジオパークセンター室長	環境生活総務課員 自然環境室員 ジオパーク室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 4 自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。 5 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。	環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 県民局長 (部長付) 生活安全参事 食品安全参事(行政組織規則第7条第1項の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。)	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班長) 自然環境室長 ジオパークセンター室長	環境生活総務課員 自然環境室員 ジオパーク室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 4 自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。 5 <u>県立自然博物館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。</u> 6 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 7 その他必要なこと。
	環境班	(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関すること。 4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。 5 災害時における大気・水質等環境対策に関すること。 6 その他必要なこと。	環境班		(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関すること。 4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。 5 災害時における大気・水質等環境対策に関すること。 6 その他必要なこと。		
	県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 3 県民相談に関すること。	県民生活班		(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民活動団体室長	県民生活課員 県民活動団体室員	1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向の調査に関すること。 3 県民相談に関すること。		

新					旧						
				4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関する事 5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関する事 6 その他必要な事					4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関する事 5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関する事 6 その他必要な事		
		青少年・男女共同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1 各班共通業務に関する事 2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 4 その他必要な事			青少年・男女共同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1 各班共通業務に関する事 2 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 3 男女共同参画センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 4 その他必要な事
		食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1 各班共通業務に関する事 2 水道水の供給に関する事 3 食品衛生の確保に関する事 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関する事 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関する事 6 動物の保護及び管理に関する事 7 その他必要な事			食品・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1 各班共通業務に関する事 2 水道水の供給に関する事 3 食品衛生の確保に関する事 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関する事 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関する事 6 動物の保護及び管理に関する事 7 その他必要な事
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関する事 4 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関する事 5 食糧・生活必需品の確保に関する事	福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員	1 各部幹事班共通業務に関する事 2 各班共通業務に関する事 3 災害救助法に関する事 4 被災者生活再建支援法に関する事 5 食糧・生活必需品の確保に関する事 6 その他必要な事

新					旧				
する技監をいう。) 福祉保健政策局長健康局長			介護サービス指導室員	6 その他必要なこと。	健部に属する技監をいう。) 福祉保健政策局長健康局長			介護サービス指導室員	
	子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 その他必要なこと。		子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 その他必要なこと。
	高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 介護サービス指導室長	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3 老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関すること。 4 高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 5 その他必要なこと。		高齢者支援班	(班長) 長寿社会課長 (副班長) 介護サービス指導室長	長寿社会課員 介護サービス指導室員	1 各班共通業務に関すること。 2 高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3 老人福祉施設等に係る被害情報の収集に関すること。 4 高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 5 その他必要なこと。
	障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副課長	障害福祉課員 医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。		障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副課長	障害福祉課員 医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。
	医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。		医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医療救護及び助産に関すること。

新					旧						
				3 医療機関等との連絡に関する こと。 4 保健師活動に関する こと。 5 その他必要な こと。					3 医療機関等との連絡に関する こと。 4 保健師活動に関する こと。 5 その他必要な こと。		
		健康推進 班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険 課長	健康推進課員 国民健康保険 課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 在宅重症難病患者の被災状況調 査及び支援に関する こと。 3 感染症予防に関する こと。 4 防疫用薬品の確保に関する こ と。 5 母子保健関連情報の提供に関 する こと。 6 医療保険制度に関する こと。 7 その他必要な こと。		健康推進 班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険 課長	健康推進課員 国民健康保険 課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 在宅重症難病患者の被災状況調 査及び支援に関する こと。 3 感染症予防に関する こと。 4 防疫用薬品の確保に関する こ と。 5 母子保健関連情報の提供に関 する こと。 6 医療保険制度に関する こと。 7 その他必要な こと。	
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 医薬品等の確保及び供給に関す る こと。 3 毒物劇物による災害応急対策に 関 する こと。 4 その他必要な こと。		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 医薬品等の確保及び供給に関す る こと。 3 毒物劇物による災害応急対策に 関 する こと。 4 その他必要な こと。	
商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部長) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) <u>万博推進課長</u> 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 <u>万博推進課員</u> 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関する こ と。 2 各班共通業務に関する こ と。 3 経済関係被害状況等の調査、情 報収集及び災害応急対策に関する こ と。 4 中小企業者災害復旧関連融資対 策に関する こ と。 5 中小企業者災害復旧高度化融資 対策に関する こ と。 6 店舗等の被害調査に関する こ と。	商工観光 労働部	(部長) 商工観光 労働部長 (副部長) 商工労働 政策局長 企業政策 局長 観光局長 (部長付) 労働政策 参事	(幹事班) 商工観光 労働総務 班	(班長) 商工観光労働 総務課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工観光労働 総務課員 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関する こ と。 2 各班共通業務に関する こ と。 3 経済関係被害状況等の調査、情 報収集及び災害応急対策に関する こ と。 4 中小企業者災害復旧関連融資対 策に関する こ と。 5 中小企業者災害復旧高度化融資 対策に関する こ と。 6 店舗等の被害調査に関する こ と。

新				旧			
			7 その他必要なこと。				7 その他必要なこと。
公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。	公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。
労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。	労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。
企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 産業技術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長	企業振興課員 産業技術政策課員 企業立地課員 サービス産業立地室員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。	企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 産業技術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長	企業振興課員 産業技術政策課員 企業立地課員 サービス産業立地室員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4 その他必要なこと。	観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4 その他必要なこと。

新					旧								
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長	農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。	農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産総務班	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長	農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。		
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。					農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。		
		果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関すること。 3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5 その他必要なこと。					果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 農業環境・鳥獣害対策室長	果樹園芸課員 農業環境・鳥獣害対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関すること。 3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
		畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。					畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。

新					旧				
				3 家畜及び家きんの防疫に関する こと。 4 家畜飼料の確保対策に関する こと。 5 その他必要なこと。					3 家畜及び家きんの防疫に関する こと。 4 家畜飼料の確保対策に関する こと。 5 その他必要なこと。
	経営支援 班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副 課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 農業協同組合施設等の被害調査 及び災害応急対策に関する こと。 3 被災農林漁業者等に対する資金 の融通に関する こと。 4 災害に伴う農業共済に関する こと。 5 その他必要なこと。		経営支援 班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副 課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 農業協同組合施設等の被害調査 及び災害応急対策に関する こと。 3 被災農林漁業者等に対する資金 の融通に関する こと。 4 災害に伴う農業共済に関する こと。 5 その他必要なこと。
	林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 林道の被害状況調査に関する こと。 3 原木市場、製材工場等の被害状 況調査に関する こと。 4 被害林業者等への貸付手続の審 査及び指導に関する こと。 5 林業団体に対する災害応急対策 の応援協力要請に関する こと。 6 山地災害地及び治山施設の被害 状況調査及び災害応急対策に 関する こと。 7 県立植物公園及び県立森林公園 の被害状況調査及び災害応急 対策に 関する こと。 8 林産物(民有林の森林)の被害 状況調査に関する こと。		林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長	林業振興課員 森林整備課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 林道の被害状況調査に関する こと。 3 原木市場、製材工場等の被害状 況調査に関する こと。 4 被害林業者等への貸付手続の審 査及び指導に関する こと。 5 林業団体に対する災害応急対策 の応援協力要請に関する こと。 6 山地災害地及び治山施設の被害 状況調査及び災害応急対策に 関する こと。 7 県立植物公園及び県立森林公園 の被害状況調査及び災害応急 対策に 関する こと。 8 林産物(民有林の森林)の被害 状況調査に関する こと。

新						旧					
					9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。						9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。
		水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。		水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。	
県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。) 県土整備政策局長 道路局長	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査・技術支援課長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査・技術支援課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4 その他必要なこと。	県土整備部	(部長) 県土整備部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。) 県土整備政策局長 道路局長	(幹事班) 県土整備総務班	(班長) 県土整備総務課長 (副班長) 技術調査課長 用地対策課長 検査・技術支援課長	県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査・技術支援課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4 その他必要なこと。
		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 国(直轄)、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。		道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 国(直轄)、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。	

新				旧				
河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長				4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要なこと。				4 緊急輸送道路の確保に関する こと。 5 その他必要なこと。
	河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 土木関係被害状況の調査、 情報収集及び災害応急対策の 取りまとめに関する こと。 3 河川施設の被害調査及び 災害応急対策に関する こと。 4 七川ダム、二川ダム、 椿山ダム、広川ダム及び 切目川ダム関係の被害 調査及び災害応急対策に 関すること。 5 水防業務に関する こと。 6 その他必要なこと。	河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 土木関係被害状況の調査、 情報収集及び災害応急対策の 取りまとめに関する こと。 3 河川施設の被害調査及び 災害応急対策に関する こと。 4 七川ダム、二川ダム、 椿山ダム、広川ダム及び 切目川ダム関係の被害 調査及び災害応急対策に 関すること。 5 水防業務に関する こと。 6 その他必要なこと。
	砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 斜面崩壊状況調査、砂防 関係施設被害状況調査 及び災害応急対策に関 すること。 3 情報基盤整備機器の 点検に関する こと。 4 その他必要なこと。	砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 斜面崩壊状況調査、砂防 関係施設被害状況調査 及び災害応急対策に関 すること。 3 情報基盤整備機器の 点検に関する こと。 4 その他必要なこと。
	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課長	下水道課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 下水道等施設災害 応急対策に関する こと。 3 その他必要なこと。	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課長	下水道課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 下水道等施設災害 応急対策に関する こと。 3 その他必要なこと。
	建築住宅班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 滅失・損壊した建 築物の統計及び報告 に関する こと。 3 応急仮設住宅建設 等に関する こと。 4 県営住宅の復旧に 関すること。	建築住宅班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 滅失・損壊した建 築物の統計及び報告 に関する こと。 3 応急仮設住宅建設 等に関する こと。 4 県営住宅の復旧に 関すること。

新					旧							
				<p>5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。</p> <p>6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。</p> <p>7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。</p> <p>8 被災者の住宅支援に関すること。</p> <p>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。</p> <p>12 その他必要なこと。</p>					<p>5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。</p> <p>6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。</p> <p>7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。</p> <p>8 被災者の住宅支援に関すること。</p> <p>9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>10 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。</p> <p>12 その他必要なこと。</p>			
		港湾空港班	<p>(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長</p>	<p>港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること</p> <p>6 その他必要なこと。</p>		港湾空港班	<p>(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長</p>	<p>港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。</p> <p>4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。</p> <p>5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること</p> <p>6 その他必要なこと。</p>		
会計部	<p>(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長</p>	<p>(幹事班) 会計班</p>	<p>(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長</p>	<p>会計課員</p>	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害時の出納事務に関すること。</p>		会計部	<p>(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長</p>	<p>(幹事班) 会計班</p>	<p>(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長</p>	<p>会計課員</p>	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 災害時の出納事務に関すること。</p>

新					旧						
					4 財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。					4 財務会計システムの被災状況の情報収集及び応急復旧対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。	
		総務事務集中班	(班長) 総務事務集中課長 (副班長) 総務事務集中課副課長	総務事務集中課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。					1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関すること。 3 その他必要なこと。	
議会部	(部長) 議会事務局長 (副部長) 議会事務局次長	(幹事班) 議会総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 秘書広報室長	総務課員 秘書広報室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。	議会部	(部長) 議会事務局長 (副部長) 議会事務局次長	(幹事班) 議会総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。			議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること。 3 その他必要なこと。			政策調査班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関すること。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務局長 生涯学習	(幹事班) 教育総務班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 教育DX推進室長	教育支援課員 総務課員 教育DX推進室員 教職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関すること。	教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務局長 生涯学習	(幹事班) 教育総務班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 教職員課長	教育支援課員 総務課員 教職員課員 人権教育推進課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及び情報収集の総括に関すること。

新				旧			
局長 学校教育 局長	教職員課長 人権教育推進 課長	人権教育推進 課員	<p>4 学校給食物資の管理及び配分に関すること。</p> <p>5 児童生徒の保健管理に関すること。</p> <p>6 市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること。</p> <p>7 職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること。</p> <p>8 学校職員の動員及び派遣に関すること。</p> <p>9 カウンセラーの派遣に関すること。</p> <p>10 国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舍確保に関すること。</p> <p>11 広報に関すること。</p> <p>12 学校施設等の災害応急対策に関すること。</p> <p>13 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。</p> <p>14 救援物資の受入れ及び配布に関すること。</p> <p>15 教職員住宅の調査に関すること。</p> <p>16 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。</p> <p>17 被災教職員の住宅確保に関すること。</p> <p>18 その他必要なこと。</p>	局長 学校教育 局長	人権教育推進 課長		<p>4 学校給食物資の管理及び配分に関すること。</p> <p>5 児童生徒の保健管理に関すること。</p> <p>6 市町村教育委員会との連絡及び指導に関すること。</p> <p>7 職員（学校職員を除く。）の動員及び派遣に関すること。</p> <p>8 学校職員の動員及び派遣に関すること。</p> <p>9 カウンセラーの派遣に関すること。</p> <p>10 国・他府県応援職員の受入れ及び割当並びに移動手段及び宿舍確保に関すること。</p> <p>11 広報に関すること。</p> <p>12 学校施設等の災害応急対策に関すること。</p> <p>13 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。</p> <p>14 救援物資の受入れ及び配布に関すること。</p> <p>15 教職員住宅の調査に関すること。</p> <p>16 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。</p> <p>17 被災教職員の住宅確保に関すること。</p> <p>18 その他必要なこと。</p>
	学校教育 班	（班長） 県立学校教育 課長	県立学校教育 課員 義務教育課員		<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 臨時の授業その他学校運営に関すること。</p>	学校教育 班	（班長） 県立学校教育 課長

新					旧						
			(副班長) 義務教育課 <u>紀北教育事務</u> <u>所長</u> 特別支援教育 室長	<u>紀北教育事務</u> <u>所員</u> 特別支援教育 室員	3 教科書、学用品及び救援物資の 配布に関する事 4 ボランティアの派遣、編成及び 活動計画に関する事 5 児童生徒及び学校職員の被災状 況調査及び救援に関する事 6 児童生徒の転入学及び区域外就 学に関する事 7 県立学校及び公立小中高等学校 への避難所設置に伴う運営協力等 に関する事 8 その他必要な事			(副班長) 義務教育課長 特別支援教育 室長	義務教育課員 特別支援教育 室員	3 教科書、学用品及び救援物資の 配布に関する事 4 ボランティアの派遣、編成及び 活動計画に関する事 5 児童生徒及び学校職員の被災状 況調査及び救援に関する事 6 児童生徒の転入学及び区域外就 学に関する事 7 県立学校及び公立小中高等学校 への避難所設置に伴う運営協力等 に関する事 8 その他必要な事	
		スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関する事 2 社会体育施設の被害状況等の調 査、災害応急対策及び避難所等の 提供に関する事 3 その他必要な事			スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関する事 2 社会体育施設の被害状況等の調 査、災害応急対策及び避難所等の 提供に関する事 3 その他必要な事
		生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関する事 2 P T A、女性団体等へのボラン ティア協力要請に関する事 3 県立図書館の被害状況等の調査 及び災害応急対策に関する事 4 その他必要な事			生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関する事 2 P T A、女性団体等へのボラン ティア協力要請に関する事 3 県立図書館の被害状況等の調査 及び災害応急対策に関する事 4 その他必要な事
		文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関する事 2 文化財の被害状況等の調査及び 災害応急対策に関する事 3 博物館等施設の被害状況等の調 査及び災害応急対策に関するこ と 4 その他必要な事			文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関する事 2 文化財の被害状況等の調査及び 災害応急対策に関する事 3 博物館等施設の被害状況等の調 査及び災害応急対策に関するこ と 4 その他必要な事
警察部	(部長) 警察本部	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員	1 災害警備本部の総括に関するこ と	警察部	(部長) 警察本部	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員	1 災害警備本部の総括に関するこ と

新					旧						
長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名				生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関すること 8 各班に属さない任務に関すること。	長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外1名			生活安全企画課員 刑事企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関すること 8 各班に属さない任務に関すること。	
			(班長) 交通企画課次席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に関すること。				(班長) 交通企画課次席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に関すること。
			派遣班	(班長) 警備企画課捜査管理官	生活安全企画課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員				1 県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2 その他必要なこと。	派遣班	(班長) 警備企画課捜査管理官
監査委員部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。3 その他必要なこと。	監査委員部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第一課長	監査委員班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。3 その他必要なこと。
人事委員会	(部長) 人事委員	人事委員班	(班長) 総務課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。	人事委員会	(部長) 人事委員	人事委員班	(班長) 総務課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。

新				
	会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長		(副班長) 職員課長	2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員 1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

(略)

第2章 情報計画

第1節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画

(大阪管区气象台、和歌山地方气象台、県総務部危機管理局)

(略)

2 基本計画

(略)

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容

(略)

ウ 地震情報・津波情報の種類及び発表基準と内容 (気象庁発表)

〈緊急地震速報 (警報) 及び地震情報の種類〉

種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報) 注1	最大震度が5弱以上 <u>また</u> <u>は長周期地震動階級3以</u> <u>上の揺れが</u> 予想された場 合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、地震発生 場所の震央地名、

旧				
	会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長		(副班長) 職員課長	2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員 会部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員 1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

(略)

第2章 情報計画

第1節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画

(大阪管区气象台、和歌山地方气象台、県総務部危機管理局)

(略)

2 基本計画

(略)

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容

(略)

ウ 地震情報・津波情報の種類及び発表基準と内容 (気象庁発表)

〈緊急地震速報 (警報) 及び地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 (警報) 注1	<u>地震波が2点以上の地震</u> <u>観測点で観測され、最大</u> <u>震度が5弱以上と</u> 予想さ れた場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) の推定値、地震発生 場所の震央地名、

新			旧		
		震度4以上または長周期地震動階級3以上が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※1）〕			強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域名及び震度4が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※1）〕
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※2）〕と地震の揺れの検知時刻を速報。	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の2地域（※2）〕と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表 または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</p>	震源・震度に関する情報	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表 または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点ある場合は、その市町村名を発表。</p>
			各地の震度に関する情報	震度1以上	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>

新		旧		
<p>南海トラフ地震 臨時情報</p>	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>	<p>南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 (呼びかける今後の備えの例) 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</p>	<p>南海トラフ地震 臨時情報</p> <p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</p>	<p>南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 (呼びかける今後の備えの例) 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認</p>
<p>南海トラフ地震 関連解説情報</p>	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p>		<p>南海トラフ地震 関連解説情報</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</p>	

新

<p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>	
---	--

旧

<p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>	
---	--

※ 1、2 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕、伊都郡〔かつらぎ町、九度山町、高野町〕、有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕

注 1：震度 6 弱以上 または 長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合 のもの を特別警報に位置づけている。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

※ 1、2 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕、伊都郡〔かつらぎ町、九度山町、高野町〕、有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕

注 1：震度 6 弱以上長周期地震動階級 4 の揺れ の大きさの地震動 が予想される場合 〔緊急地震速報（震度 6 弱以上） を特別警報に位置づける〕。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

新		
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内 ^{◆1} でマグニチュード6.8以上 ^{◆2} の地震 ^{◆3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{◆1} において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 7.0以上の地震 ^{◆3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ◆1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ◆2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ◆3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ◆4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計

旧		
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内 ^{◆1} でマグニチュード6.8以上 ^{◆2} の地震 ^{◆3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{◆1} において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 7.0以上の地震 ^{◆3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ◆1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ◆2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する
- ◆3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ◆4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算

新

算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>* 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>* 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</u>

(略)
エ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波情報及び地震情報（気象庁発表）
和歌山地方気象台は、以下の情報を和歌山県へ通知する。

旧

したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

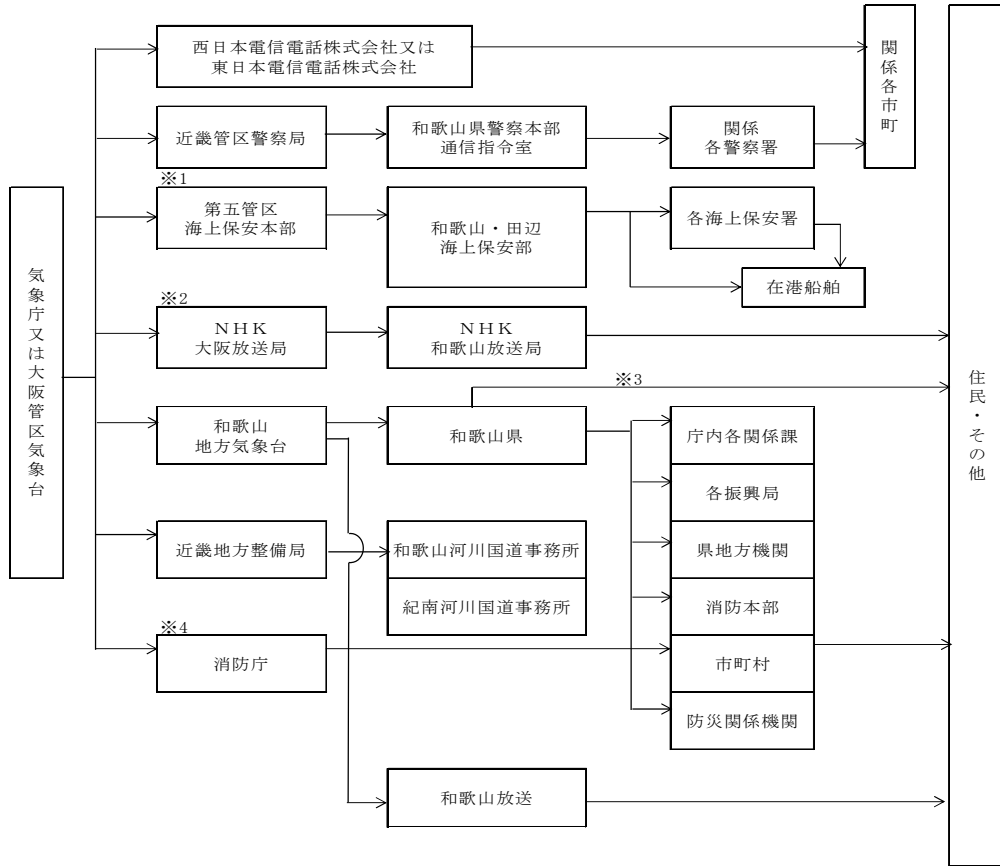
(略)
エ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）（気象庁発表）
和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関（大津波警報・津波警報・津波注意報・津

新	旧
<p>① <u>大津波警報・津波警報・津波注意報（和歌山県）</u></p> <p>② <u>津波予報（全国）</u></p> <p>③ <u>津波情報等（全国）</u></p> <p>④ <u>地震情報（全国）</u></p> <p>⑤ <u>南海トラフ地震臨時情報（全国）</u></p> <p>⑥ <u>南海トラフ地震関連解説情報（全国）</u></p> <p>a 震源震度に関する情報</p> <p>（ア）和歌山県内で震度3以上を観測したとき</p> <p>（イ）隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき</p> <p>（ウ）上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき</p> <p>b 各地の震度に関する情報</p> <p>和歌山県内で震度1以上を観測したとき</p> <p>c その他の情報（震度情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度尾分布情報など）</p> <p>地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき</p> <p>（略）</p> <p>(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知と伝達</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達経路（気象庁提供）</p>	<p><u>波予報の伝達経路参照</u>）へ通知する。</p> <p>② 大津波警報・津波警報・津波注意報・<u>津波予報及び津波情報</u> <u>和歌山県に発表されたとき</u></p> <p>③ <u>地震情報</u></p> <p>a 震源震度に関する情報</p> <p>（ア）和歌山県内で震度3以上を観測したとき</p> <p>（イ）隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき</p> <p>（ウ）上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき</p> <p>b 各地の震度に関する情報</p> <p>和歌山県内で震度1以上を観測したとき</p> <p>c その他の情報（震度情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度尾分布情報など）</p> <p>地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき</p> <p>（略）</p> <p>(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報・<u>津波予報</u>の通知と伝達</p> <p>ア 大津波警報・津波警報・津波注意報・<u>津波予報</u>の伝達経路（気象庁提供）</p>

新

令和5年1月1日現在

警報等の配信経路



- (注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
- 2 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
- 3 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
- 4 ※3は、**防災わかやま**、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、**和歌山県防災ナビアプリ**、**防災わかやまX(Twitter)**による。
- 5 ※4は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

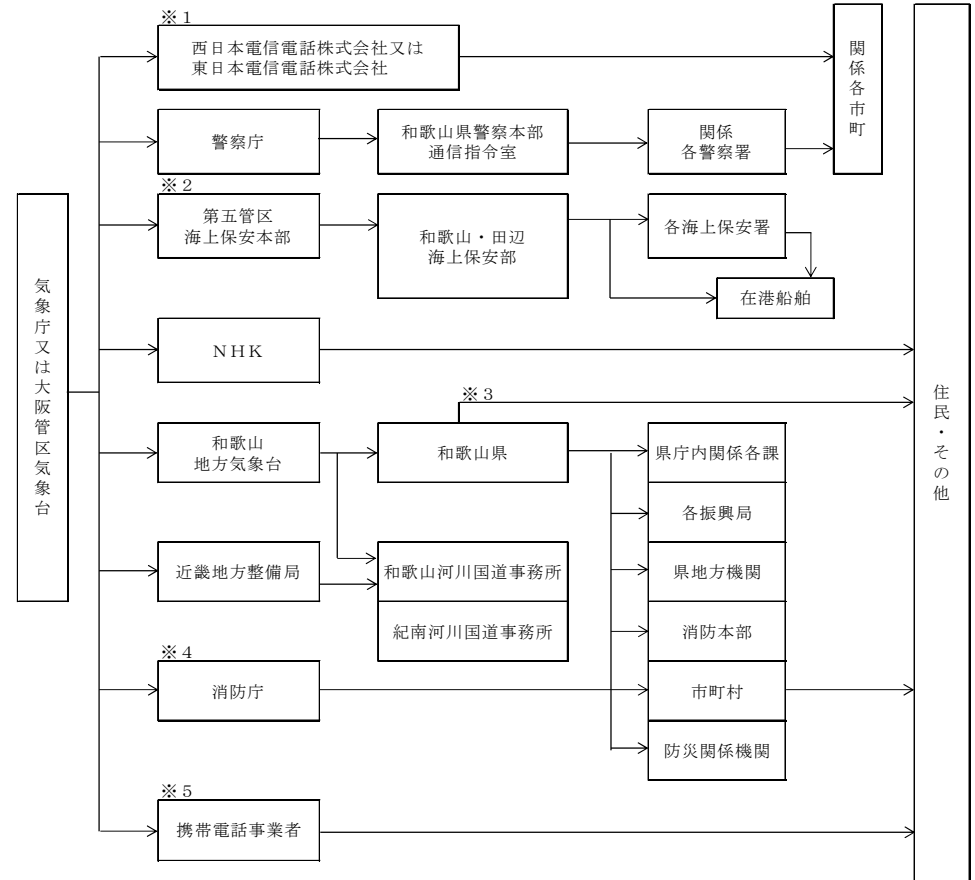
(略)
第3節 災害通信計画（近畿総合通信局（総務省）、県総務部危機管理局・県総務部・県企画部）

(略)
2 計画内容
 (略)

旧

令和4年4月1日現在

大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達経路



- ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
- ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
- ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
- ※4は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
- ※5は、エリアメール、緊急速報メールによる（大津波警報・津波警報のみ）。

(略)
第3節 災害通信計画（近畿総合通信局（総務省）、県総務部危機管理局・県企画部）

(略)
2 計画内容
 (略)

新	旧
<p>ア 和歌山県総合防災情報システムの利用 (有線回線及び地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線) 県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。 ※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時における通信連絡の基本 災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。 次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。 災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるように<u>定期的訓練含め</u>あらかじめ準備しておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 罹災者救助保護計画 (略)</p> <p>第2節 被災者生活再建支援計画（県福祉保健部）</p> <p>1 計画方針 風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>2 計画内容 (1) <u>住家の被害認定</u> <u>ア 市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。</u></p>	<p>ア 和歌山県総合防災情報システムの利用 (有線回線及び第2世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線) 県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。 ※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時における通信連絡の基本 災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。 次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。 災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるようにあらかじめ準備しておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 罹災者救助保護計画 (略)</p> <p>第2節 被災者生活再建支援<u>法の適用</u>計画（県福祉保健部）</p> <p>1 計画方針 風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。<u>支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に全部委託、又は法人から市町村へ一部委託し、実施するものとする。</u> <u>支援法の適用基準等は、次のとおりである。</u></p> <p>2 計画内容 (1) <u>適用基準</u> <u>(新設)</u></p>

イ 大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。

② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編 46-16-00

(2) 被災者生活再建支援法の適用

ア 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)

① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①、②、③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

イ 対象世帯

① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯

② 住宅が全壊した世帯

③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

(2) 被災者生活再建支援法の適用

ア 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

オ ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯

・住宅が全壊した世帯

・住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

新

- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(削除)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

旧

- ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 住宅の被害認定

市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

ア 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー(県職員)」の派遣を行う。

イ 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編46-16-00

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の	建方法)	
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

新	旧
<p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>エ</u> 支援金の支給事務 (略) <u>(削除)</u></p>	<p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。</p> <p><u>(5) 申請手続き・提出書類</u> 被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を各市町村担当窓口へ提出することが必要。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から13月以内、加算支援金の場合は災害発生日から37月以内）</p> <p><u>① 被災者生活再建支援金支給申請書</u></p> <p><u>② 罹災証明書</u> 世帯主（被災者）が居住する市区町村が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行 <u>（解体として申請する場合には、解体証明書等が必要）</u></p> <p><u>③ 住民票</u> 被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要 <u>※①の申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要</u></p> <p><u>④ 預金通帳の写し</u> 銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの</p> <p><u>⑤ 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し</u></p> <p><u>(6) 実施窓口と支援金支給のながれ</u> (略)</p> <p><u>(7) 市町村・県・法人の事務体制</u> <u>ア 市町村</u> <u>・制度の周知（広報）</u> ◎住宅の被害認定 ◎罹災証明書等必要書類の発行 ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ◎支給申請書の受付・確認等 ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付 ○支援金の返還に係る請求書の交付 ○加算金の納付に係る請求書の交付 ○延滞金の納付に係る請求書の交付 ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金</p>

新	旧
<p>(3) その他</p>	<p>・ <u>その他上記に係る付帯事務</u></p> <p><u>イ 県</u></p> <p>・ <u>制度の周知（広報）</u></p> <p>◎ <u>法人への支援金支給事務の全部委託</u></p> <p>◎ <u>被害状況のとりまとめ</u></p> <p>◎ <u>被害状況等の内閣府等への報告</u></p> <p>◎ <u>法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告</u></p> <p>◎ <u>支給申請書等必要書類のとりまとめ及び法人への送付</u></p> <p><u>ウ 法人（被災者生活再建支援法人）（公益財団法人都道府県センター）</u></p> <p>・ <u>制度の周知（広報）</u></p> <p>◎ <u>交付金交付申請書の受理及び審査</u></p> <p>◎ <u>交付金の交付決定及び交付</u></p> <p>◎ <u>交付金の却下の決定</u></p> <p>◎ <u>支援金支給実績報告書の受領及び審査</u></p> <p>◎ <u>交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求</u></p> <p>◎ <u>国への補助金交付申請等補助金関係事務</u></p> <p>◎ <u>支援業務に必要な調査又は研究</u></p> <p>◎ <u>支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議</u></p> <p>◎ <u>県からの支援金支給に関する事務の全部受託</u></p> <p>○ <u>支援金の支給の申請に係る書類の審査</u></p> <p>○ <u>支援金の支給の決定及び却下の決定</u></p> <p>○ <u>支援金の支給</u></p> <p>○ <u>支援金の申請期間の延長</u></p> <p>○ <u>支給すべき支援金の額の確定</u></p> <p>○ <u>支援金の支給決定の取消</u></p> <p>○ <u>市町村に対する支援金支給事務の一部委託</u></p> <p>・ <u>その他上記に係る付帯事務</u></p> <p>※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務</p> <p>(8) その他</p>

新	旧
<p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の实情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。</u></p> <p><u>加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p><u>支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行うものとする。</u></p>
<p>(略)</p> <p>第3節 避難計画（陸上自衛隊第37普通科連隊、県総務部危機管理局・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部）</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 避難計画（陸上自衛隊第37普通科連隊、県総務部危機管理局・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部）</p>
<p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 避難所等における要配慮者に対する支援</u></p> <p><u>ア 市町村は、避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、市町村から派遣要請があった場合又は県が必要と判断する場合、避難所等に県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣するものとする。</u></p> <p><u>(11) その他必要とする事項</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10) その他必要とする事項</u></p>
<p>(略)</p> <p>第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(6) 救助法による住家の応急修理の基準</p> <p><u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>① 規模並びに費用の限度</u></p> <p><u>a 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u></p> <p><u>b 費用の限度</u></p> <p><u>※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照</u></p> <p><u>② 応急修理の期間</u></p> <p><u>災害発生の日から10日以内に完了すること。</u></p> <p><u>③ 対象者</u></p>	<p>(略)</p> <p>第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(6) 救助法による住家の応急修理の基準</p> <p><u>(新設)</u></p>

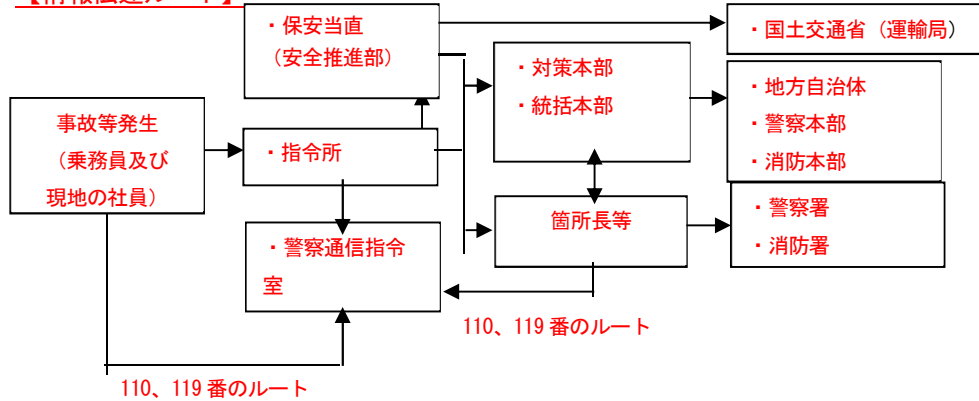
新	旧
<p><u>災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>① 規模並びに費用の限度</p> <p>a 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>b 費用の限度</p> <p>※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照</p> <p>② 応急修理の期間</p> <p>災害発生の日から3カ月以内に完了すること。</p> <p>(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)</p> <p>③ 対象者</p> <p><u>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 遺体捜索処理計画(県環境生活部・県福祉保健部)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 遺体の処理</p> <p>(略)</p> <p>エ 処理期間</p> <p>(略)</p> <p>第6章 保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>第2節 清掃計画(県環境生活部)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p>	<p>ア 規模並びに費用の限度</p> <p>① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p> <p>② 費用の限度</p> <p>※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照</p> <p>イ 応急修理の期間</p> <p>災害発生の日から3カ月以内に完了すること。</p> <p>(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了)</p> <p>ウ 対象者</p> <p><u>完成の日から2年以内とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 遺体捜索処理計画(県環境生活部・県福祉保健部)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p> <p>(2) 遺体の処理</p> <p>(略)</p> <p>エ 処理機関</p> <p>(略)</p> <p>第6章 保健衛生計画</p> <p>(略)</p> <p>第2節 清掃計画(県環境生活部)</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(3) 事務処理 (略)</p> <p>イ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和4年11月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。</p> <p>※ 「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」は、資料編 50-01-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>第9章 事故災害応急対策計画 (略)</p> <p>第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)） (略)</p> <p><西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社> (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>災害等により、応急対策を実施する場合は、「統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。</p> <p>(1) 事故災害対策通信連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 ○ 通報経路は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の速報体制 	<p>(3) 事務処理 (略)</p> <p>イ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改定）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。</p> <p>※ 「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」は、資料編 50-01-00 を参照</p> <p>(略)</p> <p>第9章 事故災害応急対策計画 (略)</p> <p>第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)） (略)</p> <p><西日本旅客鉄道(株)和歌山支社> (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要項」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。</p> <p>(1) 事故災害対策通信連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 ○ 通報経路は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時の速報体制

新

○事故等発生時の情報の伝達

【情報伝達ルート】



関係機関		連絡先		速報者
運輸局	近畿運輸局	鉄道部安全指導課	06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課	06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)	関係主管部長
	中部運輸局	鉄道部安全指導課	052-952-8031	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課	052-952-8032	関係主管部長
府県	三重県	三重県庁防災対策部災害対策課	059-224-2189	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	滋賀県庁危機管理局	077-528-3436	
	京都府	京都府危機管理部原子力防災課原子力防災係	075-414-4473	
		京都府危機管理部災害対策課情報・対策係	075-414-4472	
	大阪府	大阪府庁政策企画部危機管理室	06-6944-6021	
	兵庫県	兵庫県庁企画管理部災害対策局災害対策課	078-362-9988 (昼) 078-362-9900 (夜)	
	奈良県	奈良県庁防災統括室	0742-27-8448	
	和歌山県	和歌山県危機管理局災害対策課	073-441-2262 073-441-2263	
和歌山県危機管理局危機管理・消防課		073-441-2353		

旧

1. 部外機関への速報方

大阪総合指令所又は和歌山指令所から重大な事故等の速報を受けた場合は、必要により次の部外機関に速報する。

部外機関名	連絡先	連絡責任者	連絡担当者	記 事	
近畿運輸局	近畿運輸局 鉄道部安全指導課 (運転事故等) 安全指導課長 06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進室 長	安全推進室長	連絡内容については連絡担当者間で情報共有を図る事。	
	技術・防災課(災害等) 技術・防災課長 06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)		施設課長 電気課長		
和歌山県	①和歌山県危機管理局 災害対策課 073-441-2262 ②和歌山県危機管理局 危機管理・消防課 073-441-2263 ③和歌山県企画部 総合交通政策課 073-441-2353	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 (宿直担当) 073-441-3300	
			支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021
			支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-27-8944
大阪府	大阪府庁政策企画部 危機管理室 06-6944-6021	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6944-6021	
奈良県	奈良県庁 防災統括室 0742-27-8425	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-27-8944	
和歌山県 警察本部	本部長 073-423-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 073-423-0110	
大阪府 警察本部	本部長 06-6943-1234	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 06-6943-1234	
奈良県 警察本部	本部長 0742-23-0110	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】 0742-23-0110	
鉄道警察隊	隊長	支社長	総務企画課長	【休日・夜間】	

新					旧				
市		和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課				073-422-2436			073-422-2436
	京都市	京都市防災危機管理室	075-222-3210	経営企画部企画担 当部長もしくは統 括本部対策本部か ら速報を指示され た者	警察署	署長	関係箇所長		
	大阪市	大阪市危機管理室	06-6208-7388(昼) 080-5701-1996(夜)		消防署	〃			
	堺市	堺市危機管理室	072-228-7605		市町村	市町村長			
	神戸市	神戸市危機管理室	078-322-6232		医療機関	医療機関の長			
姫路市	姫路市危機管理室	079-223-9522	輸送機関		輸送機関の長	支社長	輸送課長	運輸指令長が行う	
警察本部	三重県	警察本部	059-222-0110	経営企画部企画担 当部長もしくは統 括本部対策本部か ら速報を指示され た者	レッカー 等、復旧用 重機械類及 び化学薬品 処 理 指 導 者、タンク ローリー所 有会社	所有会社の長	関係箇所長	関係箇所長	脱線復旧のレッカー車 の手配については、和 歌山指令所から連絡を 受けた車両復旧受持区 が判断し、必要と認め たときはレッカー車所 有会社に出動を要請す る。
	滋賀県	警察本部	077-522-1231						
	京都府	警察本部	075-451-9111 (内線 5751, 5755)						
	大阪府	警察本部	06-6943-1234						
	兵庫県	警察本部	078-341-7441 平日昼間(内線 5881) 夜間休日(内線 5505)						
	奈良県	警察本部	0742-23-0110						
	和歌山県	警察本部	073-423-0110 平日昼間 (内線 5756, 5757) 夜間休日 (代表電話：当直対 応)						
鉄道警察隊	三重県	警察本部地域部鉄道警察隊	059-222-0110 (内線 3594)	駅業務部長					
	滋賀県	警察本部地域部鉄道警察隊	077-564-1116						
	京都府	警察本部地域部鉄道警察隊	075-682-0913						
	大阪府	警察本部地域部鉄道警察隊	06-6885-1234						
	兵庫県	警察本部地域部鉄道警察隊	078-382-0530						
	奈良県	警察本部地域部鉄道警察隊	0742-23-0110 (内線 731, 373)						
	和歌山県	警察本部生活安全部地域指 導課鉄道警察隊	073-422-2436						

○部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部	窓口と調整

2. 伝達ルート

大阪総合指令所、和歌山指令所、又は現業機関から支社への連絡は次による。

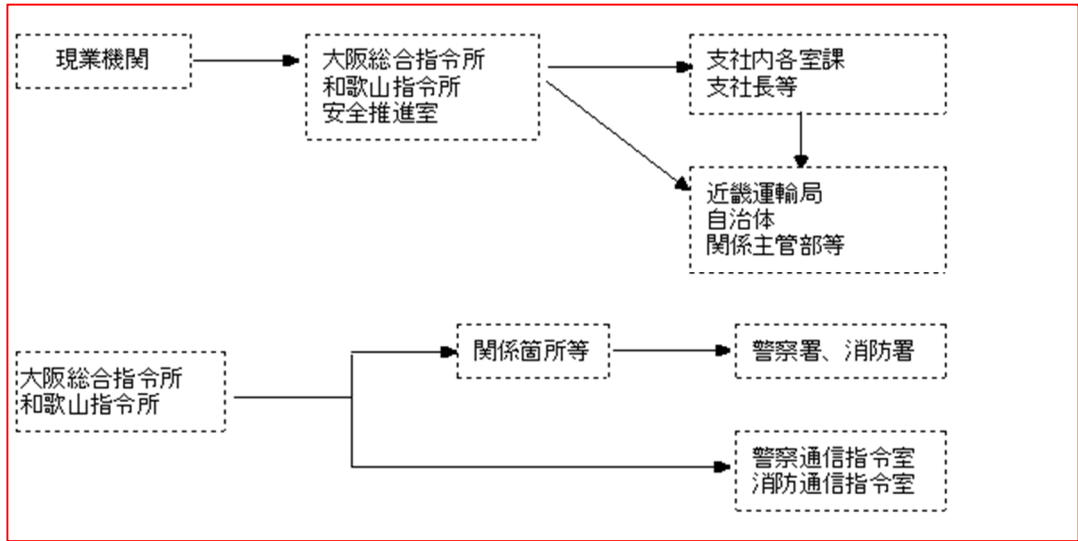
新

警察本部	本部長		企画担当部長	窓口と調整
府県	知事			窓口と調整
鉄道警察	隊長		駅業務部長	
消防署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業（工場）、商業施設、学校等に運行計画を伝達する
警察署	署長			
市町村	市町村長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有者	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めるときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

○対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種別	設置標準	招集範囲
第1種体制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○特に必要と認めるとき	全ての班 招集可能者の全員
第2種体制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき（対象線区は別紙2参照） ○必要と認めるとき	必要な班 招集可能者の半数程度

旧



対策本部及び現地対策本部の組織構成

○体制基準詳細について

※標準とするが、上位の体制に移行するときは支社対策本部長が判断する

種別	招集決定者	設置標準	招集範囲 (間接部門社員)	招集範囲 (直接部門社員)
第1種体制	安全推進室長、 又は 駅業務課長、 輸送課長、 施設課長、	・鉄道運転事故等報告手続第4条の鉄道運転事故が発生した場合 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき ・和歌山支社エリア内で震度5弱以上の地震が発生したとき ・その他必要と認めるとき	指定を受けている社員を招集	箇所長等により必要数を招集
第2種体制	電気課長 及び 和歌山指令所 指令長	・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となり設備被害があるとき ・その他必要と認めるとき		
第3種体制		・輸送障害、自然災害等により、概ね2時間以上不通となる恐れがあるとき		

新		
第3種体制	<p>○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき（対象線区は別紙2参照）</p> <p>○本社がBCP対策会議を開催するとき</p> <p>○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき</p> <p>○その他必要と認めるとき</p>	<p>必要な班</p> <p>必要な人数</p>
初動対応室	<p>○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき</p>	<p>近畿総合指令所長</p> <p>必要な人数</p>

○基本構成

以下の構成を標準とする

[第1～3種体制]

○統括本部対策本部



旧			
種		・その他必要と認めるとき	指定を受けている
体			社員を規模に応じて招集
制			

※ 上記を標準として支社室課長、種別毎の招集者を定めておくこと。

※ 複数の死傷者が生じたとき、その恐れがあるときは、事故現場に隣接する現業区の出動社員は現地に急行し、お客様の救命・救護を行うこと。

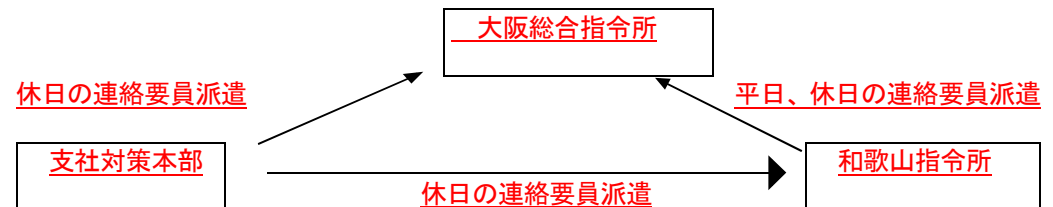
※ 本社対策本部からの指示により、事故の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

※ 輸送課長は、気象情報等を参考に、必要により関係者を招集する。

※ 関係主管課長及び関係箇所長は、線路警備等の警戒警備に必要な要員の手配を行なう体制を整える。

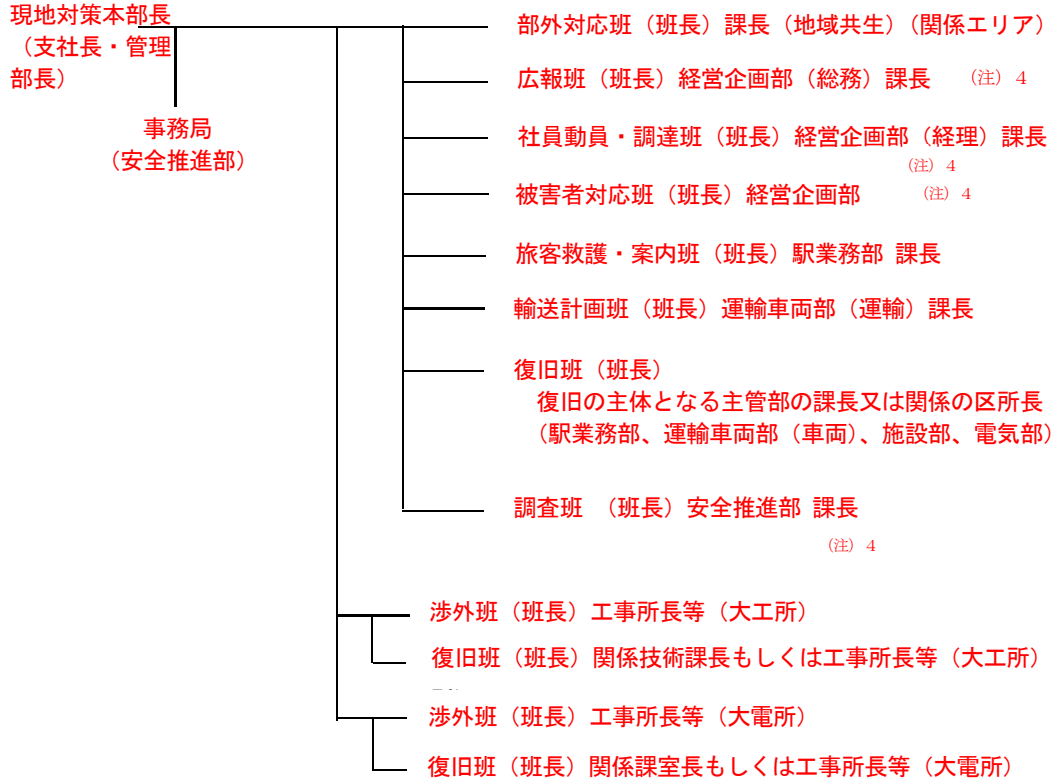
○連絡体制強化図

大阪総合指令所、和歌山指令所及び支社対策本部との連絡体制の強化については、支社対策本部及び輸送課担当課長がその都度判断し、連絡要員を大阪総合指令所に派遣する。連絡要員は運行状況等を逐次連絡する。



新

○現地対策本部



(注)

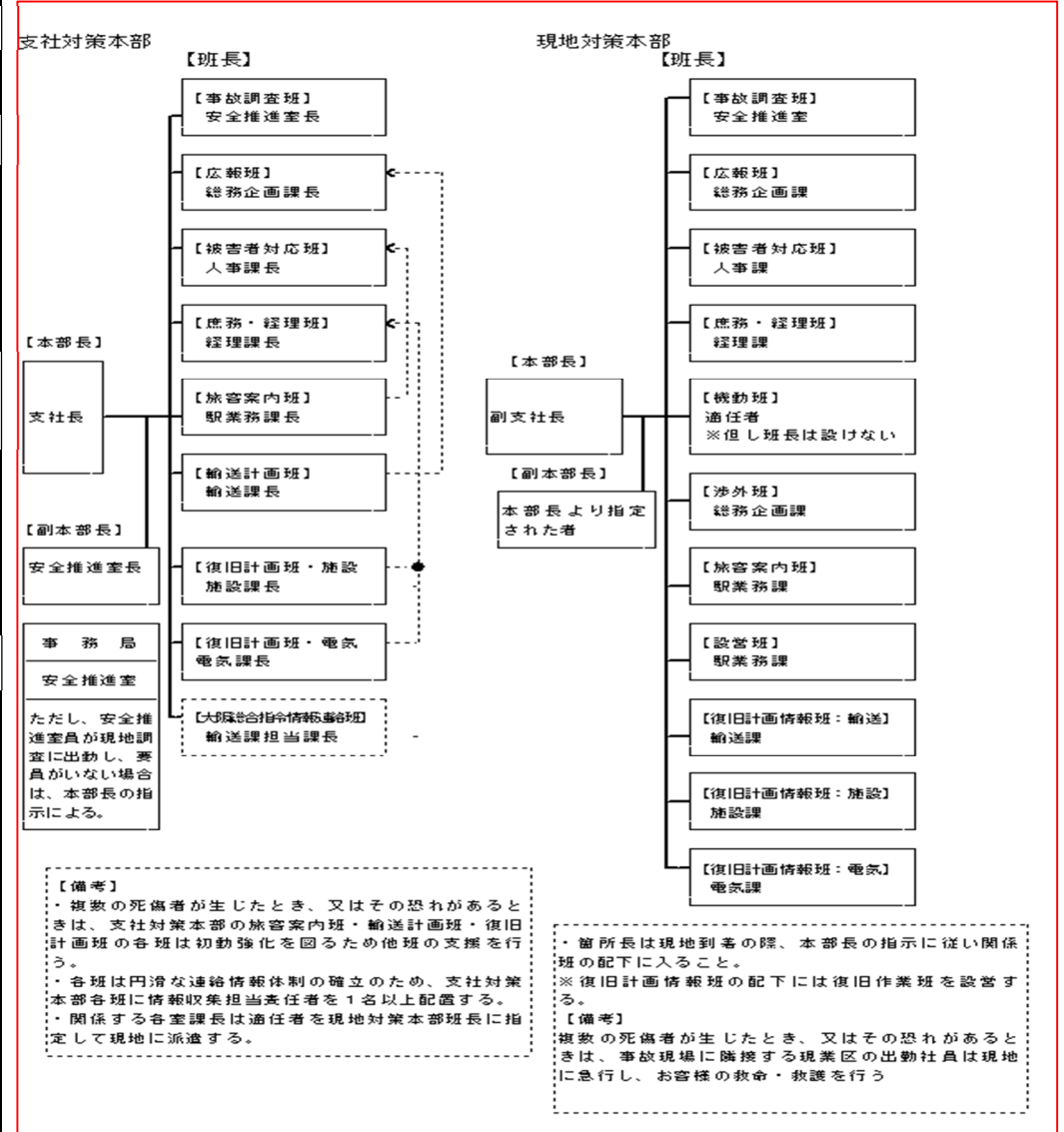
- 1 対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。
- 2 被害者対応班は、第1種・第2種体制が設置された場合に構成となる。
- 3 事故等で気象の状況を看視する必要がある場合は設置しない。
- 4 急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応
現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。

➤ 現地対策本部

- ・社員動員・調達班 : (和歌山エリア) 地域共生 課長
(福知山エリア) 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)
- ・被害者対応班 : 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)

旧

① 第1種体制

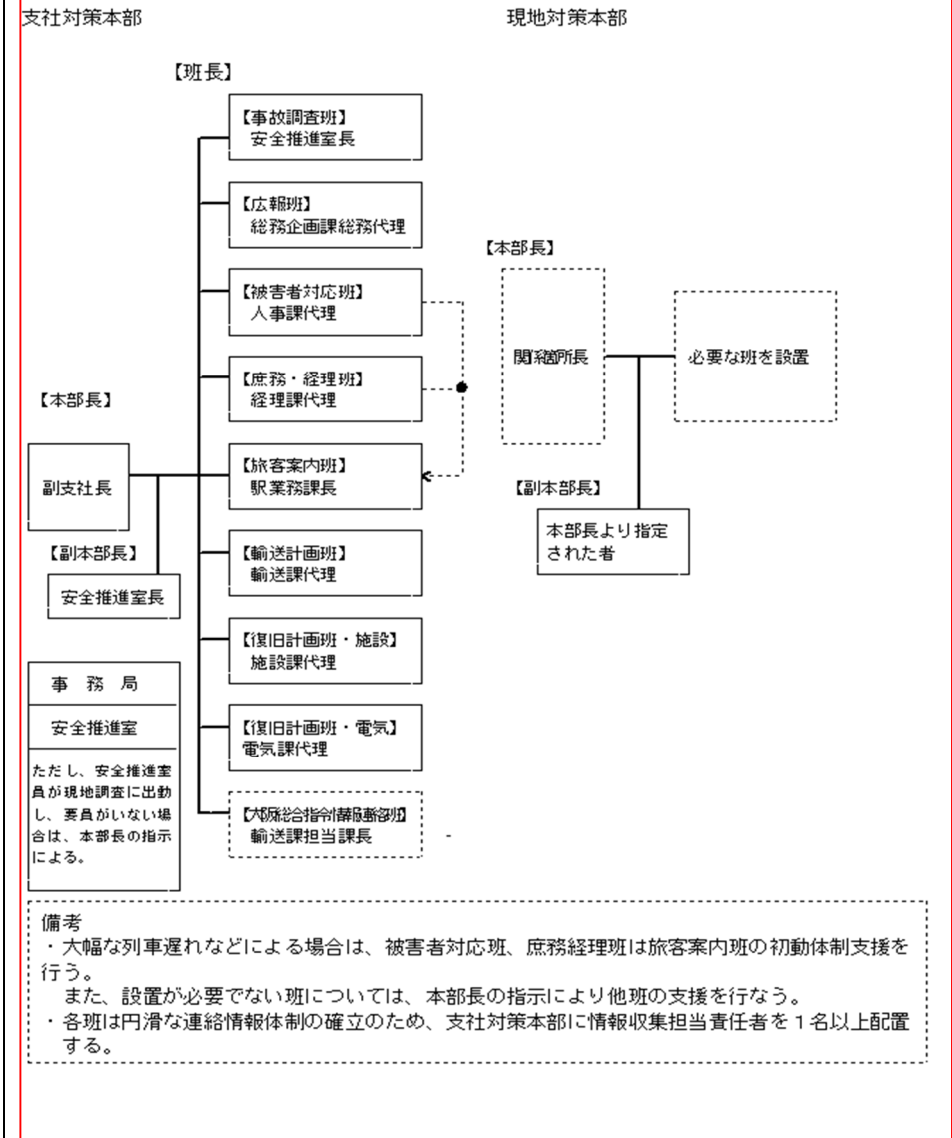


新

➤ 現地における事故調査及び広報対応：関係の駅区所長
5 各班については、不要なものは設置しないこと。

旧

② 第2種体制



新

旧

(略)
 <南海電気鉄道株、紀州鉄道株>

(略)
 2 計画内容
 (略)

(1) 南海電気鉄道株式会社
 ア 災害発生時の体制

体制区分	事 故・災 害の程度	対 策 本 部 長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害対策規程に定める中央災害 対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼす と認められるとき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき ◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全 線に及ぶと認められるとき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長

③ 第3種体制
第2種体制に準じて構成し、必要な班のみを設置する。
旅客救済及び設備点検の主体となる課長は、情報収集担当責任者を指定し支社対策部に派
遣
する。
なお、支社対策本部長は安全推進室長、副本部長は復旧の主体となる主管課長とする。

④ 情報連絡体制
関係社員への迅速な状況伝達、関係部門で情報収集や共有を行う必要がある場合に施行す
る。
なお、体制施行における召集範囲は、別に定める「和歌山支社における非常連絡体制表」に
おける連絡体制とし、支社対策本部などの設置は行わないこととする。

(略)
 <南海電気鉄道株、紀州鉄道株>

(略)
 2 計画内容
 (略)

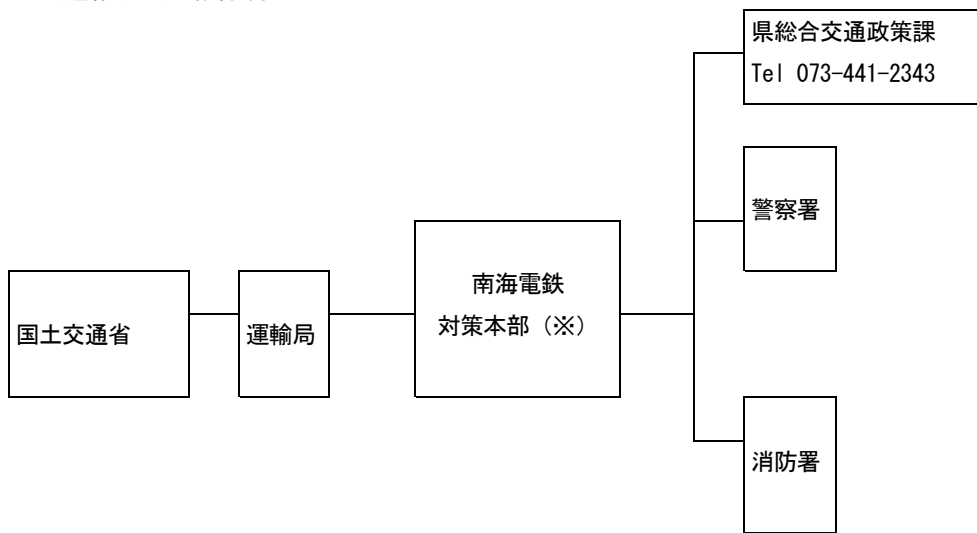
(1) 南海電気鉄道株式会社
 ア 災害発生時の体制

体制区分	事 故・災 害の程度	対 策 本 部 長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害対策規程に定める中央災害 対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼすと 認められるとき	(本部長) 鉄道本部長 (副本部長) 鉄道本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき ◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全 線に及ぶと認められるとき	(本部長) 鉄道本部長 (副本部長) 鉄道本部副本部長	運輸車両部長

新

◎ その他特に異例の事故・災害と認められるとき

イ 通報及び連絡体制



※南海電鉄対策本部連絡先

[平日昼間 鉄道事業本部統括部]	TEL 06-6644-7161
	FAX 06-6644-7163
[夜間休日 輸送指令]	TEL 06-6632-8400
	FAX 06-6644-7162

(略)

第11章 危険物等災害応急対策計画

(略)

第4節 毒物劇物災害応急対策計画 (県福祉保健部)

(略)

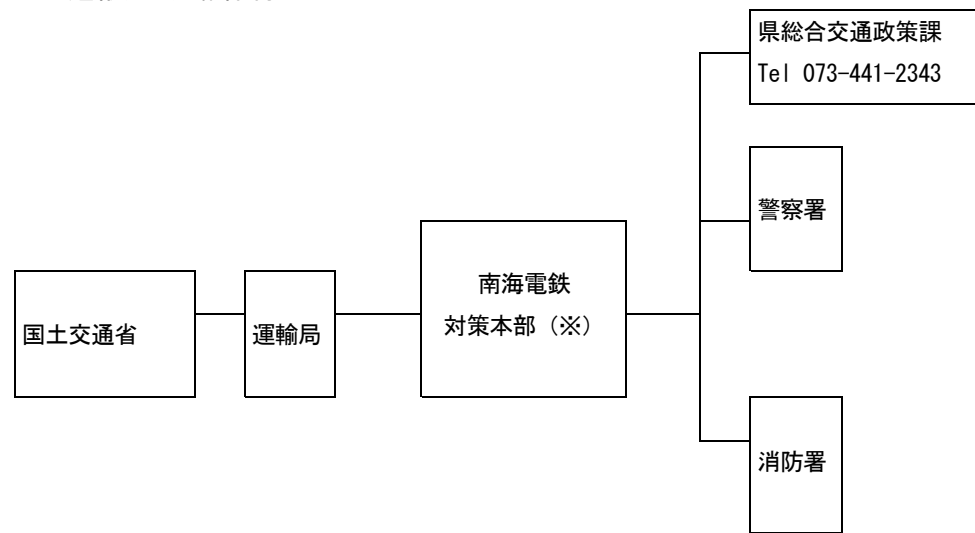
2 計画内容

(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を

旧

◎ その他特に異例の事故・災害と認められるとき

イ 通報及び連絡体制



※南海電鉄対策本部連絡先

[平日昼間 鉄道営業本部統括部]	TEL 06-6644-7161
	FAX 06-6644-7163
[夜間休日 輸送指令]	TEL 06-6632-8400
	FAX 06-6644-7162

(略)

第11章 危険物等災害応急対策計画

(略)

第4節 毒物劇物災害応急対策計画 (県福祉保健部)

(略)

2 計画内容

(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を

新	旧
<p>講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第第17条）。</p>	<p>講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第第16条の2）。</p>
<p>第12章 公共的施設災害応急対策計画 (略)</p>	<p>第12章 公共的施設災害応急対策計画 (略)</p>
<p>第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） (略)</p>	<p>第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） (略)</p>
<p>4 災害時における情報の収集、連絡</p>	<p>4 災害時における情報の収集、連絡</p>
<p>(1) 情報の収集・報告 (略)</p>	<p>(1) 情報の収集・報告 (略)</p>
<p>イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項 ④ 従業員等の被災状況 ⑤ その他災害に関する情報 <p>(2) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。 また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 ④ 従業員等の被災状況 ⑤ その他災害に関する情報 <p>(2) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。 また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、関西電力及び関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>12 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置</p>	<p>12 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置</p>
<p>複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の対策組織の長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。 なお、この場合において、津波、余震等のおそれがなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。</p>	<p>複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の非常災害対策本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。 なお、この場合において、津波、余震等のおそれがなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

新	旧
<p>第15章 震災対策要員の計画 (略)</p> <p>第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p>(2) 一般ボランティアの受入</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村ボランティアセンター</p> <p>被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。</p> <p><u>市町村は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの(市町村社会福祉協議会等)との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照</p> <p>※ <u>県婦人団体連絡協議会会長名及び会員数一覧</u>は、資料編 52-03-00 を参照</p> <p>(略)</p>	<p>第15章 震災対策要員の計画 (略)</p> <p>第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p>(2) 一般ボランティアの受入</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村ボランティアセンター</p> <p>被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。</p> <p>※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照</p> <p>※ <u>県婦人団体連絡協議会都市会長及び会員数一覧</u>は、資料編 52-03-00 を参照</p> <p>(略)</p>
<p>第16章 交通輸送計画</p> <p>第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、 県県土整備部・警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p><u>(11) 道路の渋滞対策</u></p> <p><u>ア 災害時交通マネジメント検討会の設置</u></p>	<p>第16章 交通輸送計画</p> <p>第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、 県県土整備部・警察本部）</p> <p>(略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を道路管理者や警察等と情報を共有するとともに、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うために、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会」を設置するものとする。</u></p> <p><u>イ 設置要請</u></p> <p><u>県県土整備部は、自ら必要と認めたときは、近畿地方整備局に「災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。</u></p> <p>(12) 道路の応急復旧 (略)</p> <p>第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部） (略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p>(4) 輸送力の確保等 (略)</p> <p>イ 各機関における措置</p> <p>① 県 (略)</p> <p>③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所） 近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。</p> <p>④ 西日本旅客鉄道㈱<u>近畿統括本部</u>和歌山支社及びその他の私鉄会社 西日本旅客鉄道㈱<u>近畿統括本部</u>和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときはその万全を期するものとする。</p> <p>⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p>	<p>(11) 道路の応急復旧 (略)</p> <p>第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部） (略)</p> <p>2 計画内容 (略)</p> <p>(4) 輸送力の確保等 (略)</p> <p>イ 各機関における措置</p> <p>① 県 (略)</p> <p>③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所） 近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。</p> <p>④ 西日本旅客鉄道㈱和歌山支社及びその他の私鉄会社 西日本旅客鉄道㈱和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときはその万全を期するものとする。</p> <p>⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p>

新	旧
<p>⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所 近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>⑦ 自衛隊 自衛隊は、「第 17 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 章 防災拠点施設活用計画（県総務部危機管理局） (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 広域防災拠点（県管理）</p> <p>① 第 1 広域防災拠点（和歌山・海草地域に配置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点 コスモパーク加太 <u>(190, 886㎡)</u> <u>国立大学法人和歌山大学 (38, 000㎡)</u> <u>近畿大学生物理工学部 (23, 659㎡)</u> 県立和歌山ビッグホエール (55, 562㎡) <p>(略)</p> <p>(2) 基幹的広域防災拠点 <u>(国管理)</u> との連携</p> <p>京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所 近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>⑦ 自衛隊 自衛隊は、「第 17 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第 20 章 防災拠点施設活用計画（県総務部危機管理局） (略)</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 広域防災拠点（県管理）</p> <p>① 第 1 広域防災拠点（和歌山・海草地域に配置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点 コスモパーク加太 <u>(574, 000㎡)</u> 県立和歌山ビッグホエール (55, 562㎡) <p>(略)</p> <p>(2) 基幹的広域防災拠点との連携 <u>(国管理)</u></p> <p>京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。</p> <p>(略)</p>
<p>第 5 編 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第 2 章 災害復旧資金計画（県福祉保健部・県商工観光労働部・県農林水産部） (略)</p> <p>2 資金の種類</p> <p>(1) 農林漁業関係の資金融通 (略)</p> <p>イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）</p>	<p>第 5 編 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第 2 章 災害復旧資金計画（県福祉保健部・県商工観光労働部・県農林水産部） (略)</p> <p>2 資金の種類</p> <p>(1) 農林漁業関係の資金融通 (略)</p> <p>イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）</p>

新	旧
<p>① 農業経営基盤強化資金 ② 林業基盤整備資金 ③ 漁業基盤整備資金 ④ 漁業経営改善支援資金 ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設） ⑥ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>ウ 生活営農資金 (略)</p>	<p>① 農業経営基盤強化資金 ② 林業基盤整備資金 ③ 漁業基盤整備資金 ④ 漁船資金 ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設） ⑥ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>ウ 生活営農資金 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1節 津波からの防護 1 整備方針 津波からの防護施設等の整備については、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に基づき、推進する。</p> <p>(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。</p> <p>(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門・陸閘については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。</p> <p>(3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、水門・樋門・陸閘について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第1節 津波からの防護 1 整備方針 津波からの防護施設等の整備については、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に基づき、推進する。</p> <p>(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。</p> <p>(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。</p> <p>(3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及・閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</p> <p>(略)</p>